

中世における位牌の広まりについて

— 中世史料に見られる位牌の記述から考える —

永 井 俊 道

はじめに

日本人の日常生活における宗教的対象物の一つとして、位牌を挙げることができる。位牌については、すでに多くの研究成果が蓄積されている。^① 中国における儒教の神主の変遷が基となり、中国における禅宗の発展とともに位牌も発展し、「清規」などにも記載されるようになった。^② その位牌が、渡来僧や帰朝した留学僧を通して、また「清規」の移入により、鎌倉時代末には日本に伝えられたのではないかと考えられる。^③

日本における位牌の記録のうち、鎌倉時代の記録として次の三つが知られる。

(1) 松本山廣福寺 昔は稻毛山と號したりといふ、菅村の内、府中往來の道より右の方四町ばかりにあり、(中略) 観音堂〔此堂中、重成の肖像、ならびに重成以下

の位牌を置きたり〕

稻毛三郎平重成禪門法名道全 元久二乙丑年六月廿四日

〔其餘重成の父小山田別當平有重法名寂照、舍弟榛谷四郎平重朝法名諦悟、同甥の榛谷太郎平重秀法名蓮風、同小次郎平重秀法名如月、一子小澤次郎平重政法名眞悟等、以上五人の靈牌あり、いづれも元久二年乙丑六月二十日とあり○中略〕

一室圓如大禪定尼 建久六乙卯年七月上四日

〔かく注せし靈牌もあり、寺僧も其人を知らずといへり、東鑑に因て考るに、即稻毛三郎重成の室なる事明けし〕^④

(2) 西明寺ノ時頼禪門、密ニ貌ヲ簍シテ六十餘州ヲ修行シ給ニ、或時攝津國難波ノ浦ニ行到ヌ、(中略) 既ニ日昏ケレバ、荒レタル家ノ垣間マバラニ軒傾テ、時雨モ月モサコソ漏ラメト見エタルニ立寄テ宿ヲ借給ケル

中世における位牌の広まりについて（永井）

一一二

二、内ヨリ年老タル尼公一人出テ、（中略）斗敷ノ聖、熟々ト是ヲ聞テ、餘ニ哀ニ覺テ、笈ノ中ヨリ小硯取出シ、卓ノ上ニ立タリケル位牌ノ裏ニ、歌ヲゾ被書ケル、難波潟鹽干ニ遠キ月影ノ又元ノ江ニスマザラメヤハ、禪門諸國斗敷畢テ、鎌倉ニ歸給フト均ク、此位牌ヲ召出シ、押領セシ地頭ガ所帯ヲ沒収シテ、尼公ガ本領ノ上ニ副テゾ是ヲ給タリケル、

（3） 佛日庵 北條家ノ祠堂ナリ、（中略）右ニ北條時宗ノ像ヲ安ジ、同牌ヲ置ク、〔法光寺殿大禪定門、弘安七年甲申四月四日ト記セリ、〕其傍ニ時宗室ノ牌アリ、〔潮音院殿覺山志道大姉ト記ス、靈屋ヲ慈氏殿ト云フ、〕左ニ貞時高時ノ二像ヲ安ス、各牌アリ、〔貞時牌曰、最勝園寺殿宗演大禪定門、應長元年十月二十六日、高時牌曰、日輪寺殿崇鑑大禪定門元弘三年五月廿二日、〕其傍ニ高時方三子ノ牌、及ビ像ヲ置ク、

これらの史料から、元久・建久・弘安・応長・元弘期に位牌があつた可能性を指摘することもできる。しかし、これらの史料は南北朝期以降の編纂物であり、特に（1）と（3）の史料に見られる位牌は、南北朝期以降に位牌が広まる中で安置された可能性も高い。このように、日本において位牌がいつの時代から用いられるようになったのかについては議論もある。

本稿においては、位牌が日本ではいつ・どのようになられた、天皇・宮家や武家・公家の間に広まつていったのかなどについて、中世の文献史料から確認していきたい。

一、『清規』・『語録』から見た「位牌」の広まり

鎌倉時代に位牌が日本に広まったとすると、中国から伝えられたとするのが一般的である。これまでの研究によれば、宋西や道元の著作などには位牌の文字は見られなさとされる。唐代に百丈懷海禪師がまとめたとされる『百丈清規』には、「位牌」の文字が見える。しかし、この『百丈清規』は唐滅亡後の宋・元を経て成立したものとされ、唐代に位牌があつたと断言することはできない。

まずは、中国の「清規」に位牌がどのように取り入れられていったのか見ていきたい。元の至大四年（一三一一年）年になされた『禪林備用清規』に初めて位牌の使用方法が記されたとされる。『史料一』を見ていきたい。

【史料一】※以下、史料中の傍線は筆者記入。

入龕後三日捨龕。庫司惜辨事儀法堂上間。顔色幃幙。殿設床榻。架列受用衣物。左右砂羅器具。桧上列筆硯語錄。爐瓶供養。湯瓶火爐。茶湯器具。執役行者。看守。中間廣設祭筵。生絹幃幙。鋪設法座。挂眞以備上祭。下間置

龕。麻布幃幙。座安位牌。前列几案素花供養。二時下湯茶粥飯諷經。香燭不絶。排列挑燈。鏡鉢花旛。鳴鐘集衆。做佛事已。移龕下法堂。請鎖龕佛事。

【史料一】より、住持の葬礼では、遺体を納めた龕を法堂に移した際、中間には真を掛け、下間には龕を置き位牌を祀っている。ここでは、中間に真が、下間に位牌が配置されており、真と位牌には、葬礼における重要度に違いがあったことが分かる。葬礼後の入塔の項目では、「毎日山門三時上茶湯。集衆諷經。牌位入祖堂則止之。或待新住持。方入祖堂」とある。葬礼の際に位牌が用いられ、葬礼後に祖堂に位牌が祀られる。亡僧の葬礼では、浴亡の項に「拭浴衣被俵浴亡人。淨髮手巾。付待詔。維那提著衣入龕。置延壽堂中。鋪設椅卓位牌。香燈供養」が行なわれ、位牌には「新圓寂某甲上座覺靈」と書く^⑨とあり、住持と同じような葬礼が行なわれ、位牌が用いられたことに加え、位牌の書式についても記されている。

【幻住庵清規】（延祐四年・一三二七年）では、「合縫公界印押封閉龕門龕前立位牌一座書云新圓寂某上座覺靈香火燈燭請首座大衆諷大悲呪一遍回向」とあり、鎖龕の際に龕前に位牌を立て香火燈燭を備え、位牌には「新圓寂某上座覺靈」と書く^⑩とある。位牌の書式は、『禪林備用清規』に記された書式とほぼ同じで、位牌が葬礼の仏具として定着し

中世における位牌の広まりについて（永井）

ていたことが考えられる。【史料二】を見ていきたい。

【史料二】

收骨飯供養諷經回向但稱圓寂不稱新圓寂或諸方尊宿就菴遷化及本菴住持遷化位牌但書道號不書兩字名帷書下字或公或禪師如亡僧一絶無衣鉢可一唱菴門當與結緣津送

【史料二】では、位牌の書式について、拾骨後は「新圓寂」を用いず「圓寂」とすること、僧名は道号と諱の下の字一字を用い、公や禪師の称号を附すとあり、拾骨後に位牌の取り替えが行なわれたことが分かる。ここでは、位牌の書式が整備され、位牌が葬礼の中での重要性を徐々に増し、葬礼の際の重要な仏具の一つとなっていたことが分かる。

次いで、『勅修百丈清規』卷三の「移龕」の項では位牌について、【史料三】のようにある。

【史料三】

入龕三日撿龕鋪設法堂上間掛幃幙設牀座施架一動用器具陳列如事生之禮中間法座上掛眞安位牌一廣列祭筵一用生絹幃幙以備上祭下間置龕用麻布幃幕前列几案爐瓶素花香燭不絶二時上茶湯粥飯供養諷經仍備挑燈鏡鉢花旛鳴僧堂鍾集衆請移龕佛事罷移龕下法堂請鎖龕佛事

【史料三】によれば尊宿の遷化にあたっては、龕が法堂上間に移されると、中間の法座には真が掛けられ位牌が置かれる。【史料一】と比べると真と位牌が中間に一緒に祀られ、両者が一对のものとして意識されている。つまり、位牌が真と同様の地位を得たことになり、位牌の重要性が増したことが分かる。『勅修百丈清規卷六』の「亡僧」の葬礼では、位牌に関して、【史料四】のようにある。

【史料四】

入_レ龕置_二延壽堂中_一鋪設椅卓位牌牌上書云、（新圓寂某甲上座覺靈或西堂則書_二前住某寺某號某禪師之靈_一餘隨_二職称呼_一書_レ之）備_二香燈_一供養現前僧衆諷_二大悲呪_一回向……茶毘後執事人鄉曲法眷同収_レ骨以_レ綿裹袱包函貯封定迎歸_二延壽堂_一（位牌上去_二新字_一）

【史料四】より、鎖龕後の遺体は延壽堂に位牌と共に置かれ、その後茶毘に付し、拾骨後、遺骨は再び延壽堂に迎えられ、新たな位牌が準備された。【史料二】と同じように、葬礼で延壽堂内に立てられた位牌と拾骨後に延壽堂に遺骨と共に安置された位牌とは、「新」の字が除かれているなど書式が異なっており、二種類の位牌が用いられていることが分かる。原田正俊氏は、「茶毘所に持参した位牌と、延壽堂に置かれた位牌の二種類が用意されたことになる。茶毘所に持参する

位牌は、日本においては、現代でも白木の位牌が茶毘所に運ばれ、これを野位牌と称するが、十四世紀の中国禪林の方式が継承されていることがわかる」としている。

『禪林備用清規』は一三一一年の編纂とされているが、当然、位牌は「清規」にまとめられる前から中国の禪宗寺院内で使用されていたと考えられる。それが、中国からの渡来僧や帰朝した留学僧を通して、日本の禪宗寺院に取り入れられていったのであろう。

嘉暦元（一三二六）年に来朝した清拙正澄が、日本で著わした『大鑑禪師小清規』に、【史料五】のようにある。

【史料五】

凡入祖堂。當_二一_一歷代位牌平等供養_一。此天下古今順理也。……入祖堂新安_二位牌_一。則前歷代諸住持。皆相迎接問訊歡喜。其新入牌住持之小師。當_下爲_二本師_一修_二設歷代供養點心餽饌_一作_中入門歡_上若獨設_二一位_一。新入住持自饗_レ食。

【史料五】の傍線部にあるように、祖堂には歴代住持の位牌が祀られ、入祖堂にあたっては「位牌」を用いて儀礼が行なわれていたことが分かる。清拙正澄は中国での経験により位牌に関する知識を持って日本に来朝したと見られる。日本に渡来後、建長寺・淨智寺・円覚寺等で、位牌を用いた儀礼

を行い、位牌を日本に広める役割を果たしたのではないかと考える。次頁の【表一】は、十三世紀から十四世紀にかけての語録に見える位牌の記事についてまとめたものである。

鎌倉時代の位牌に関する記述は少なく、無学祖元の語録である『仏光國師語録』巻四にも、「鎖龕・起龕・起骨・下火」などの語は記されているが、位牌の文字は見えない。しかし、『仏照禪師語録』で、東福寺の白雲慧暁が東福寺の東山湛照の一周忌（正応五年・一二九二年）に「東山和尚入祖堂」の法語を作り、位牌を挙げて法語を唱えたことが分かる。鎌倉時代後半より、禪宗の葬儀形式は確立しており、南北朝期以降に位牌が現われることを考えても、鎌倉時代に既に位牌が用いられていたと考える方が合理的であろう。

また、鎌倉時代末期の渡来僧である笠仙梵僊の語録には、【史料六】のようにある。

【史料六】

徒之内有下曰宗意字柏菴一者。爲寺之大耆舊。……抑有レ時乎。然而土木之工。所費其資。亦萬有餘緡矣。是皆一出於意公也。先是意公有居俗之弟。於師無恙之時。嘗共承事之。且復禮意公爲義師。訓其名曰宗明。爲在家出家弟子也。……二公聊聞而不許。然衆議不可沮遂作之。内置二公壽像。并凡有レ功於斯者。各以一名銜位其牌。既沒之後。

中世における位牌の広まりについて（永井）

必於諱曰營供。以享之歲定其規⁽¹⁹⁾。

【史料六】では、笠仙梵僊が建長寺内の天源庵の造営に功績のあつた柏庵宗意と俗弟の宗明の寿像と位牌を祀り、没後に追善を行なうよう定めたとある。その後、南北朝期に位牌は急激な広がりを見せていくのである。

夢窓国師の語録にも、【史料七】のようにある。

【史料七】

(1)

老僧影像左右各掛二枚大牌。小師之中先亡後滅依次書其名字（左比丘信男右比丘尼信女）。老僧忌辰諷經之次。塔主於西塔前燒香。守塔侍者誦大悲咒一反。餘小師前同誦以資諸位亡靈。作仏事則假書其位牌。安于卵塔階前。或爲本院有大功者。或於大刹。作長老者。或尊貴異常之人。別安其位牌。其餘皆當載名於大牌。如其箇箇各安位牌。案上迫榨後無所容焉。

(2)

本寺祖師堂中央安初祖像。其左安百丈像。其右安開山像。其餘前住只安位牌。此是叢林古來之法式也。然近來日本叢林多是臨濟兒孫故。特安其位牌於開山像之傍。却招無禮之過者也。不不安臨濟位牌則已。安

〔表一〕 語録に見える位牌記事

番号	内 容	記 事	出 典	頁
1	擧位牌云	同（東山和尚一周忌）入祖堂	佛照禪師語録卷下	80 卷 - 35
2	各以名銜位其牌	天源庵記	竺僊和尚語録卷下之下	80 卷 - 445
3	擧起牌云	南禪爲大光國師入祖堂	夢窓國師語録卷下之一	80 卷 - 472
4	擧起牌云	太平和尚正統菴入祖堂	夢窓國師語録卷下之一	80 卷 - 472
5	捧牌云	南禪爲雙峯禪師入祖堂	夢窓國師語録卷下之一	80 卷 - 472
6	捧牌云	孤雲和尚正脉菴入祖堂	夢窓國師語録卷下之一	80 卷 - 473
7	老僧影像左右各掛二枚大牌	三合院遺誠	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 474
8	書其位牌安干卯塔階前	三合院遺誠	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 504
9	別安其位牌。其餘皆當載名於大牌	三合院遺誠	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 504
10	宜奉安尊牌東塔之内	三合院遺誠	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 504
11	入牌之時打曬在別紙	遺誠	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 505
12	天龍寺開山位牌、觀応辛卯八月十五日既自入之畢	遺誠	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 505
13	安位牌	聯芳堂訓	夢窓國師語録卷下之二	80 卷 - 506
14	度與牌指祖堂云	蘭洲和尚建仁入祖堂	義堂和尚語録卷第三	80 卷 - 531
15	捧牌云	高巖彌侍者一華菴入祖堂	義堂和尚語録卷第三	80 卷 - 531
16	捧起牌云	寶幢禪妙大姉預入壽牌	義堂和尚語録卷第三	80 卷 - 531
17	捧牌云	東陵和尚入祖堂	智覺普明國師語録卷第四	80 卷 - 682
18	安牌云	壽牌	智覺普明國師語録卷第四	80 卷 - 683
19	擧牌云	惠林喜叟慶公大姉入祖堂	智覺普明國師語録卷第四	80 卷 - 683
20	捧牌	相國爲太清和尚入祖堂	常光國師語録卷上	81 卷 - 26
21	入牌	含暉供養	大通禪師語録第一	81 卷 - 53
22	位牌	二親位牌	大通禪師語録第三	81 卷 - 69

※この表は、年代順ではなく『大正新脩大藏經』の掲載順に並べてある。

中世における位牌の広まりについて（永井）

之則開山亦當推_レ其位_一也。是故余安_二臨濟之像於開山之位_一耳。余滅後宜_二安_二我位牌於其傍_一。不_レ用_三別造_レ像安_三祖堂之内_一矣。

【史料七】の(1)にあるように、夢窓疎石は男女を問わず弟子や帰依者らの後生を祈り、位牌と大牌を作製して、追善供養を営むことを定めている。また、(2)にあるように、祖師堂には中央に初祖像、左に百丈像、右に開山像を安置し、歴代住持は位牌のみを祀るのが、古来からの臨濟宗の法式であるとしている。さらに、夢窓疎石は、自らが没した後には、祖堂に位牌のみを祀り、影像などを作製して祀ることを許さないとしている。このことから、鎌倉時代から、臨濟宗の寺院内においては、早い時期から位牌が祀られていたのではないかと考えられる。また、夢窓疎石が、位牌を重視し、影像を作り祀ることを禁じたことが、南北朝から室町期にかけて、位牌が仏事において重要視され、徐々に御影が仏事の中での重要性を失っていく契機となったのではないかと考える。

このように、南北朝期の京都・鎌倉にある禅林では、位牌を祖堂に安置して供養することが重要となり、南北朝期に位牌は急激に普及する。加えて、南北朝期には夢窓派の寺院が全国に建立されたことで、位牌が全国的に広まり、禅僧だけ

中世における位牌の広まりについて(永井)

でなくその帰依者に対しても位牌をつくり、追善することが広まっていったのではないかと考えられる。

室町時代末の永祿八(一五六五)年に編纂された『諸回向清規式』では、位牌が様々な儀式・仏事において用いられるようになったことが分かり、室町期における位牌の普及の様子が見て取れる。

二、中世史料から見た持仏堂の役割と位牌

鎌倉時代の葬送儀礼や追善・追福供養などの場として「持仏堂」がある。持仏堂は本尊仏が祀られ、祈るための宗教的空間であり、生活空間にあるいわゆる異界である。まず、持仏堂の役割とそこでの活動についてまとめたものが、一九頁以降の【表二】である。

【表二】を見て分かるように、室町期の持仏堂は天皇や將軍の御所、武家や公家の屋敷内にも建てられたが、寺院内に設けられた持仏堂として、天皇家では深草の法華堂があり、將軍家の場合には相国寺の蔭涼軒や後には慈照寺東求堂などが挙げられる。鎌倉時代の「持仏堂」では、1~15のように、様々な仏教儀礼が行なわれた。表中では「御所持仏堂(久遠無量院)」での記事が多いが、個人の追善や追福作善といった供養も行なわれ、年忌法要も執り行われるなど、先祖の供

養が行なわれる場でもあった。また、【表二】の16・17に見られるように、持仏堂は入棺の儀を済ませた御棺の安置場所であり、御棺を乗せた御車が茶毘所へ向かう葬列の出発地点ともなる。持仏堂は、葬儀の準備の場でもあった。『伏見上皇御中陰記』には、茶毘後の拾骨で納めた遺骨を首に掛け、深草の法華堂に運び納めたとある。深草法華堂は持仏堂の役割もあり、遺骨の安置場所としての機能も持っていたことを示している。

南北朝期以降の持仏堂の役割について、【表二】よりまとめていきたい。

(一) 本尊仏のほかに、屋敷内での仏事に使用する仏像や経典などの仏具を納める場。

(二) 先祖供養のための儀礼の場であり、先祖の御影を安置する場

(三) 位牌を安置する場。

(一) について【表二】の20では、屋敷の南向きの四間で説法を行なった後、四間に置かれた七体仏や一日頓写法華經などが持仏堂に納められた。このことは、持仏堂が仏具などの保管場所としての機能も持っていたことを示している。

(二) について、【表二】の22・23・24・25・26によれば、鎌倉時代と同様に、一回仏事や三回忌供養などの先祖供養が行なわれ、持仏堂の本尊仏のほかに先祖の御影を荘厳して説

法などを行なっている。その際に、御影に誰の像か記すこともあったと考えられ、紙に書いて貼ったものが、紙位牌の役割を果たし、後に位牌として御影の前に置かれ、祈りの対象となっていた可能性も指摘できよう。また、先祖の御影に関して、年忌儀礼の際に、「御影前御霊供如例」とか「御影前儀如例」²⁴等と数多く見られる。特に、文安四（一四四七）年十月十八日には、「故一位殿御遠忌也、作善新兼施入浄蓮華院、御影同奉渡之、今日蓬屋御牌前御霊供如例」²⁵とあり、この時の故一位殿（萬里小路嗣房）の御遠忌で、御影を従来の場所から移し蓬屋御牌前で御霊供を例の如く行なったとある。持仏堂に納められていた御影が蓬屋に祀られ、その前に位牌が置かれ御霊供がいつものように行なわれたのである。ここで、御影と位牌が結びつくことになる。これまで、位牌について記述のない「御影前御霊供」においても、位牌が用いられていた可能性があるのではないか。同じ『建内記』の永享十一年十月二十日の条に、足利義教が安楽院・雲龍院に詣で御影と位牌を拝したとある。御影と位牌は先祖供養の中で一对のものと認識されていた可能性がある。そして、持仏堂に祀られていた御影にも位牌が祀られるようになったのではないだろうか。持仏堂ではないが、文明期になると、『言国卿記』に「座式（敷）ニハ御影共・イハイ共取りナラヘ了」²⁶とあるように、孟蘭盆会の際に座敷に先祖の御影と位牌

〔表二〕持仏堂に関する記載例

番号	年月日	語句	内容	出典
1	寛元2. 6. 8	御所持仏堂	久遠寿量院で、八万四千基の泥塔供養を行なう。	吾妻鏡
2	寛元2. 7. 13	久遠寿量院	供花の儀を行う。大殿並びに將軍家供し給う。	吾妻鏡
3	寛元2. 7. 13	久遠寿量院	供花結願。	吾妻鏡
4	寛元2. 6. 1	御所持仏堂	持仏堂供養。導師竹中法印。	吾妻鏡
5	寛元2. 9. 15	御持仏堂	後鳥羽院追福摺写法華經を読み始め奉る。	吾妻鏡
6	寛元3. 3. 25	久遠寿量院	八万四千基の泥塔が供養される。	吾妻鏡
7	寛元3. 10. 26	久遠寿量院	如法華經十種供養あり。	吾妻鏡
8	寛元3. 10. 30	久遠寿量院	報恩舍利講行なわれる。	吾妻鏡
9	寛元4. 4. 8	御持仏堂	入道大納言家、供花を始められる。	吾妻鏡
10	宝治2. 閏12. 10	持仏堂	大菩薩御影像完成、宮寺別当坊持仏堂に納む。	吾妻鏡
11	建長2. 9. 18	久遠寿量院	將軍家祈禱として、一日中、千卷の観音經を転読させる。	吾妻鏡
12	建長4. 11. 10	新御所持仏堂	本尊釈迦像が安置される。翌日、御所移徙なり。	吾妻鏡
13	建長4. 11. 22	新御所持仏堂	御持仏堂供養。	吾妻鏡
14	建長6. 6. 25	持仏堂	了行法師が作り置いた京都の持仏堂と宿所を如意輪寺の造作に寄進する。	吾妻鏡
15	建長6. 8. 5	御所持仏堂	彼岸初日に、御所持仏堂において法華懺法が始行される。	吾妻鏡
16	文保元. 9. 3	御持仏堂	伏見上皇臨終。3日、浄金剛院長老本道上人、御持仏堂御聽問所にて御入棺の儀を行う。	伏見上皇御中陰記
17	文保元. 9. 4	御持仏堂	4日、深草にて一向上人の沙汰により火葬。西園寺大納言、御持仏堂北西に候ず。上人らがお棺を御車に移し、安楽光院に到着する。	伏見上皇御中陰記
18	文保元. 10. 2	御持仏堂	御持仏堂において、六時礼讃。	伏見上皇御中陰記
19	文保元. 10. 19	御持仏堂	御持仏堂卒塔婆經と諸神咒を、澄俊僧都により行なう。	伏見上皇御中陰記
20	康永4. 3. 25	持仏堂	師右入滅の南向き四間で説法。説法後、四間の七体仏の内阿弥陀・一日頓写法華經一部以下悉く持仏堂に渡す。	師守記
21	康永4. 3. 30	持仏堂	師右御月忌法会。持仏堂にて講讃。持仏堂本来本尊阿弥陀木像。法華經など転読す。	師守記
22	貞和元. 10. 11	持仏堂	師守母四十九日。持仏堂にて御家中人により二十五三昧の仏事を行なう。	師守記
23	貞和2. 2. 6	持仏堂莊嚴	師右御一回仏事のため、持仏堂の莊嚴を行なう。安置本尊（阿弥陀木像・如意輪木像）と先人以下の御影。持仏堂にて説法。	師守記
24	貞和3. 2. 5	持仏堂莊嚴	亡父三回忌供養のため、持仏堂の莊嚴を行なう。安置本尊（阿弥陀木像・如意輪観音木像、阿弥陀三尊絵像）など。持仏堂にて説法。	師守記
25	貞和3. 8. 23	持仏堂	亡母願心三回忌法要。持仏堂にて説法。	師守記
26	貞和5. 2. 6	持仏堂莊嚴	亡父5箇年の遠忌法会のため、持仏堂莊嚴を行なう。安置本尊（阿弥陀木像・如意輪観音木像、阿弥陀三尊絵像）。	師守記
27	応永24. 2. 29	御位牌・持仏堂	大通院百ヶ日に正忌の仏事が終わり、大通院御位牌を常御所より御持仏堂に渡す。	看聞日記

28	応永24. 3. 15	御位牌・持 仏堂	新御所（故治仁王）に御位牌所を為し、大通院御位牌を安置し、持仏堂と為す。	看聞日記
29	応永24. 10. 14	持仏堂	故新御所御方の持仏堂を修理。	看聞日記
30	応永32. 4. 14	持仏堂	持仏堂を修造。	蔭戒記
31	応永32. 10. 14	持仏堂	仙洞持仏堂、柱立。	看聞日記
32	永享8. 正. 14	持仏堂	持仏堂室礼のことを問う。本尊安置は、来月4日が吉日の由申す。	看聞日記
33	永享8. 正. 24	持仏堂	寢殿東面の持仏堂室礼の造作を行なう。	看聞日記
34	永享8. 2. 4	持仏堂	持仏堂本尊、伏見より渡し奉り、寢殿巽角室礼に安置する。	看聞日記
35	永享11. 9. 3	持仏堂	七重青磁金利塔、御持仏堂に置き、久阿に護らしむ。	蔭涼軒日録
36	永享11. 11. 1	持仏堂	青磁観音像を持仏堂に置く。	蔭涼軒日録
37	永享12. 12. 24	持仏堂	千体地藏像を持仏堂に安置す。	蔭涼軒日録
38	文安5. 7. 26	持仏堂	室町殿花御所御庭の巽角に、3間4面の持仏堂を建てる。	康富記
39	長祿2. 8. 15	持仏堂	持仏堂の「安仁齋」の字をについて、仰せ出される。書籍は悉く持仏堂北面に置く。※持仏堂の「安仁齋」の字と持仏堂の大円鏡の障子について、長祿2年7/2・9・1・20・晦日・8/1などに記事があるが略す。	蔭涼軒日録
40	長祿2. 9. 11	持仏堂	五味禪1冊が献上、持仏堂北書院に置かれる。	蔭涼軒日録
41	長祿3. 11. 28	持仏堂	御持仏堂西北棚に御書籍などを移す。	蔭涼軒日録
42	文明10. 3. 25	禁裏御持仏 堂	禁裏御持仏堂に御楽場を鋪設。後土御門天皇御成。楽器を遊ぶ。	言国卿記
43	文明10. 8. 3	御持仏堂	禁裏御書院及び御持仏堂に花を立てる。	言国卿記
44	文明10. 8. 16	御持仏堂	禁裏持仏堂並びに御書院に花を立てる。	言国卿記
45	文明10. 8. 18	御持仏堂	禁裏持仏堂の花2瓶を立て直させる。	言国卿記
46	文明10. 10. 22	御持仏堂	源大納言を持仏堂に召し、後土御門天皇宸筆の一字三礼の阿弥陀経を安祥寺に供養させる。	言国卿記
47	文明10. 10. 29	御持仏堂	持仏堂にて禁裏月次御楽あり。	言国卿記
48	文明10. 12. 19	御持仏堂	持仏堂に花2瓶を立てる。	言国卿記
49	文明17. 9. 9	持仏堂	持仏堂とのみ記載あり。	蔗軒日録
50	文明17. 10. 24	持仏堂	持仏堂の本尊として、阿弥陀を安置す。	蔭涼軒日録
51	文明17. 12. 6	御持仏堂	持仏堂南面なり。持仏堂の壁の十僧図の草案を台覧に供す。	蔭涼軒日録
52	文明17. 12. 11	御持仏堂	御持仏堂の額を横川景三が書く。	蔭涼軒日録
53	文明18. 正. 13	御持仏堂	持仏堂の額、近日進上す。また、十僧図近日できあがる。	蔭涼軒日録
54	文明18. 正. 17	御持仏堂	持仏堂半作。	蔭涼軒日録
55	文明18. 正. 20	御持仏堂	持仏堂の大きさは、南北3間半、東西3間半、南面で、御書院は北にあり、床の間は西にある。	蔭涼軒日録
56	文明18. 2. 27	持仏堂	相公、御先祖御位牌を持仏堂に立てる。	蔭涼軒日録
57	文明18. 6. 13	持仏堂	相公、持仏堂に御座。	蔭涼軒日録
58	長享3. 2. 29	御持仏堂	はやものに納め奉りて、御輿にめさせ、御持仏堂に据え奉る。	將軍義尚公薨逝記

※「持仏堂」を「法華堂」等の個別呼称で記す場合も多いが、ここでは「持仏堂」のみを対象とした。

を並べることも一般的になっていったと考えられる。

(三) に関しては、【表二】の27・28・56のようにある。表中の27に関して、【史料八】を見ていきたい。

【史料八】

御百ヶ日正忌也、即成院坊主・最明房・玄忠（光台寺）等参、半斎・諷經如例、大光明寺御仏事、五部大乘経転読云々、抑大通院御位牌、至百ヶ日安置常御所了、御仏事畢之間、持仏堂ニ御位牌今日奉渡之、

【史料八】によると、大通院百ヶ日の正忌の仏事が終わり、大通院の御位牌を常御所から持仏堂に移したとある。持仏堂は位牌を安置する場ともなったのである。さらに、表中の28にあるように、新御所（故治仁王）に御位牌所を造り、大通院御位牌を安置し、そこを持仏堂としたとある。持仏堂が比較的早い時期から位牌を安置する位牌所と捉えられていたことが分かる。このころの持仏堂は、南面するよう建てられていたようである。また、『蔭涼軒日録』⁽²⁾には、崇光院の御位牌が出来上がり調阿弥に渡されたとある。この位牌は、二日後には東求堂に安置される。足利義政が立てた東求堂は、持仏堂でもあることから、天皇の位牌も持仏堂に祀られたのであろう。こうして、持仏堂が位牌の広まりのなかで、位牌堂へと変化していった可能性も指摘できよう。

中世における位牌の広まりについて（永井）

二、天皇・宮家と位牌

室町時代の天皇と位牌との関係について考える重要な施設として、深草の安楽光院が挙げられよう。安楽光院は、深草法華堂とも称されていた。しかし、厳密にいうと、史料上では安楽光院と法華堂は区別されていたようである。⁽³⁾【史料九】を見ていきたい。

【史料九】

四日。今日有御葬禮事。「山作所深草也。一向上人沙汰云々。御火葬。」先是昨日淨金剛院長老本道上人參候。於御終焉之所有御入棺之儀。即奉渡御持佛堂御聽問所了。…中略…西園寺大納言〔實衡卿。〕候御事佛堂北西。立御屏風。上人等奉移入御棺於御車。此時上皇降地御平伏。（御劔役直冬朝臣。御沓光業朝臣。諸竹園同以令平伏給。引出御車於中門外懸御牛。自西北唐門令出御。上皇於門内令留御。竹園出門令到安楽光院給五日。今晚前大納言〔經親卿。舊院執權也。〕於深草出家。（法名淨空。戒師惠琳上人。）即直參御茶毘所。午刻事了之間。以御骨奉懸頸。奉納後深草院法華堂云々。

【史料九】によると、文保元（一二二七）年九月四日に伏見上皇は御所で臨終を迎え、浄金剛院長老本道上人らにより、持仏堂で御入棺の儀が執り行なわれた。その後、深草にて上人沙汰により火葬することになり、上人らが御棺を御車に移し、安楽光院に運んだ。五日には奈毘に付され拾骨が行われ、御骨を首に掛けて運び、後深草院法華堂に納めたとある。これらの史料から、御所持仏堂が葬送儀礼の準備の場となっていたこと、拾骨後の御骨が、持仏堂である法華堂に納められたことが分かる。しかし、この史料には「位牌」の文字は見えない。

史料上、天皇と位牌が結びつくのは後醍醐天皇の頃と考えられる。【史料十】を見ていきたい。

【史料十】

多寶院御佛事始、安先朝御位牌、率臨川僧衆有諷經、是則以當堂可擬御廟所之故也、武家人々（武州、野禪、對州、宗明、圓忠）參仕躄居庭上、廻向畢後、於三會院被儲齋（臨川長老、等持院主、照塔主、妙了都寺、寂監寺、奉行五人）、在座、其後修覆當堂爲照堂、安救世觀音、其輿構卵塔、立尊靈御位牌三基、

【史料十】から、暦応三（一二三四）年四月二十七日、光厳上皇の命により、曆応寺多寶院に後醍醐天皇の位牌を含め

三基の位牌が安置され、廟所とされ、武家や禅僧によって追善供養が行なわれたとある。この仏事を司っていたのは、「多寶院欽遇後醍醐院聖忌奉安御座」の法語があることから、夢窓疎石と考えられる。

貞治三（一三六四）年七月七日には、丹波国で光厳法皇が崩御する。遺骸は丹波国常照寺に安置され、八日には天龍寺の春屋妙葩の沙汰で火葬され、十七日に葬礼が行なわれたとある。光厳法皇の葬礼は、生前に禅宗に帰依していたことから禅宗形式で行なわれ、位牌が用いられていた可能性が考えられるが、ここでも史料中に「位牌」の語句は見えない。しかし、貞治三年に建立された天龍寺金剛院は、天龍寺開基光厳天皇の菩提所とされ、光厳院と後光厳院の位牌が祀られていたことが知られる。建立と同時に光厳院の位牌が安置され、後光厳院の崩御後に位牌が金剛院に祀られるようになったと考えられる。

次に、応安七（一三七四）年二月二日に行なわれた泉涌寺での後光厳院の葬礼について、【史料十一】には次のようである。

【史料十一】

（一） 渡御泉涌寺、寄御車於法堂、奉遷御棺於御輿備供具、頗調百味、當寺住持以下僧衆先唱楞嚴咒、其後光明真言、奉昇龕赴茶毗所、力者二人御輿僧六人相副其傍、

僧衆（誦光明真言）先行、供奉人々在御輿後云々、經廊下到觀堂前、件所儲一字爲茶毗所、於此所又僧衆大行道、誦楞嚴咒光明真言等、次茶毗供奉卿相雲客列立見其儀、老弱皆瀕紅淚、言語道斷云々³⁷

(2) 火屋ニハ、マハリニ假イガキヲタテ、其中ニ幔ヲ引ク、火屋ハウス檜皮ナリ、御前ニ鳥居ヲ立、御棚アリ、御位牌ヲ立、兩ノ腋ニ大香爐ニ沈をタク、スゲニ御棺ヲ入奉テ、御輿ヲバトリノケ、長老ヨリテ又焼香シテ、薪ニ火ヲタイ松ニテツケラレ給、

【史料十二】の(1)は、応安七年二月二日の泉涌寺における後光嚴院の荼毘について記しているが、「位牌」の文字は見られない。(2)では、応安七年二月二日に行なわれた後光嚴院の泉涌寺での荼毘にあたり、火屋には仮井垣を立て、その中に幔を引き、火屋の前に鳥居を立て、棚を設けて御位牌を安置し、大香炉に沈を焚くとある。後光嚴院の葬礼では、位牌が重要な仏具として使われていた。このように、同じ葬礼に関する史料であっても、位牌について全く記されていない場合もあれば、位牌について記されている場合もあることが分かる。

次に、『迎陽記』には、【史料十二】のようにある。

【史料十二】

中世における位牌の広まりについて（永井）

傳聞、今日伏見法皇御葬送也、已及十一ケ日、昨日爲室町殿御誕生日、空谷國師可有執沙汰之間、昨日以後可然之由被計申云々、於大光明寺有其儀、所作人等如此、

御荼毘佛事之衆

下火	國師	鹿苑院	起龕	徳叟	雲居菴
鎖龕	南宗	莊嚴藏院	點茶	益宗	壽寧院
點湯	中岳	上生院	念誦	心岩	等持院
取骨	椿庭	楞伽院	喪主	月庭	大光明寺 ³⁸

【史料十二】より、崇光法皇の崩御後に大光明寺において禪宗形式の葬礼が行なわれ、葬送の内容から位牌が用いられていたのではないかと考えられる。しかし、この史料にも位牌の記述はない。ところが、『看聞御記』の応永二十三(一四一六)年十一月二十日に死去した伏見宮榮仁親王の葬礼に関して、【史料十三】のようにある。

【史料十三】

廿日、(中略)寺長老則出京、御葬事室町殿へ爲伺申入也、就鹿苑院主被披露之処、殊驚人之由被申、御茶毗事、崇光院崩御之時沙汰之様不相替、以其例可被申沙汰之由、大光明寺長老ニ被仰、御返事長老之衣鉢侍者馳歸申、先以如此被計申、愁中悦喜也、但崇光院御例上代也、更不可事行、可有省略之由面々有評定、

中世における位牌の広まりについて（永井）

一一四

廿一日、乾藏主・寺長老等帰参、御茶毗之事、鹿苑院主令談合了、所詮故御所有御置文、日來乾藏主二被預申、仍被披之、播磨國衙別納之内石見郷爲御菩提料所大光明寺被寄附、御没後事以此年貢可執沙汰、每事以簡略之儀、不可有出家之費、將亦御位牌大通院無品親王卜可奉書之由委細被遊置了、以御置文被見鹿苑院主之間、則室町殿へ入見參披見之、御置文之上者如然可有其沙汰云々、御茶毗役者、火下金剛院主（古家和尚）、念誦廿日堂院主（文明和尚）、取骨仏事大光明寺長老可勤仕之由被定仰、御中陰之儀於大光明寺可執沙汰申、籠僧可爲十人云々、廿四日、御茶毗可逢給云々、酉刻大光明寺罷向、……御茶毗所、寺東門之外松・梶等切払、荒檜牆黒木鳥居等建之令莊嚴、鳥居之前左右（南北）、構棧敷、……尊儀茶毗所渡御之儀、先於地藏殿龕前仏事訖、次撞鉢鼓、次第行列、先行者二人持灯炉先行、次旗四流、警侍者・瑛侍者（経良卿息）・行藏庵殊侍者・策侍者等持之、次鉢退藏庵本愈首座・大光明寺継首座、次鼓轉書記・華藏主、次御位牌大通院宮洪蔭藏主奉持、次龕奉昇、御繩椎野・周乾藏主・経良卿・重有朝臣・隆富・行藏庵寿藏主等引之、次長老以下大衆百人許唱阿弥陀大咒、廿六日、御初七日也、……今夕御取骨也、……次捧御骨、撞鏡鉢寺へ入御、方丈二奉安置、次大衆於方丈

庭前又諷経、新御所・予以下於地藏殿聽聞、事訖御位配面々焼香申、長老謁則帰了、

【史料十三】によると、榮仁親王が死去すると葬礼について、足利義持と鹿苑院に伝えられ、協議の上、「御茶毗事、崇光院崩御之時沙汰之様不相替、以其例可被申沙汰之由、大光明寺長老二被仰」とある。つまり、榮仁親王の葬礼は、崇光院の葬礼を例として執り行われたのである。まず、最初に準備されたのが位牌であった。榮仁親王の位牌は、足利義持と鹿苑院主が相談の上、遺言もあり「大通院無品親王」と書かれた。さらに、葬礼の配役も定められた。二晩に渡って葬礼が行なわれ、遺骸は二十三日夜、伏見宮御所南面を出発して、大光明寺に移された。大光明寺に着くとすぐに入龕仏事が行なわれ、地藏殿に安置され諷経が行なわれた。茶毘所は、大光明寺東門の外に設けられ、杉松が切り倒され、荒垣と黒い鳥居がつくられ、鳥居前左右に棧敷が設けられた⁽⁴⁾。地藏殿で龕前仏事が行なわれ、鉢や太鼓がつかれ、行者・灯炉・旗・鉢・鼓・位牌・龕・繩・長老以下百人以上が続いたとある。位牌は、榮仁親王の息子で禅僧の洪蔭藏主が持った。茶毘所に着くと、下火・念誦・諷経が行なわれて御茶毗の儀が終了した。二十六日の夕刻には拾骨が行なわれ、遺骨を大光明寺方丈に安置し、方丈庭前で諷経し、地藏殿の聴聞が終ると、位牌前

で焼香したとある。このことから、【史料十二】には記されていない「位牌」が、崇光院の葬礼でも用いられていたと考えられる。

十二月二十一日には、本来二十二日に行なう予定の六七日の中陰仏事を引き上げて行い、位牌を大光明寺の惣塔（仏殿）に納めたとある。葬礼当初から安置されていた葬礼用の位牌が大光明寺惣塔に納められたということは、葬礼以来祀られていた位牌が役割を終えたことになる。そして、二十五日には、大光明寺で御中陰結願の法会が営まれている。

二十四日には、伏見宮御所で中陰仏事の一つとして観音懺法が行なわれ、道場室礼は、本尊として釈迦像、西脇には阿弥陀像を掛け、前の大机には唐織りの打敷を敷き、水引を掛け、位牌を安置したとある。そして、花瓶・香炉・燭台をいつも通りに備えたとある。この位牌は、大光明寺仏殿惣塔に納めた位牌とは異なるものであり、伏見宮御所で祀られる位牌であろう。応永二十九年十一月十九日には、「栄仁親王七回忌仏事」が行なわれるが、栄仁親王の法号を冠した大通院が、大光明寺に塔頭として建立され、そこにも位牌が安置されたとされる。

これらのことから、応永期までには天皇家や宮家においても、葬礼用の位牌、居住空間である御所内で先祖供養のため祀る「家位牌」、寺院に祀られる「寺位牌」の三つの位牌

中世における位牌の広まりについて（永井）

が意識されるようになったことが分かる。

四、将軍家と位牌

次に、将軍家の葬送儀礼に位牌が用いられるようになったのはいつからか考えていきたい。『太平記』には、足利尊氏・義詮の葬礼に関して、【史料十四】のようにある。

【史料十四】

(1) 中一日有テ、衣笠山ノ麓等持院ニ葬シ奉ル。鎖龕ハ天龍寺ノ龍山和尚、起龕ハ南禪寺ノ平田和尚、奠茶ハ建仁寺ノ無徳和尚、奠湯ハ東福寺ノ鑑扇和尚、下火ハ等持院ノ東陵和尚ニテゾヲワシケル。

(2) 泣々薨禮ノ儀式ヲ取營テ、衣笠山ノ麓等持院ニ奉遷。同十二日午刻ニ、茶毘ノ規則ヲ調テ、佛事ノ次第嚴重也。鎖龕ハ東福寺長老信義堂、起龕ハ建仁寺澤龍湫、奠湯ハ萬壽寺桂岩、奠茶ハ眞如寺清闇西堂、念誦天龍寺春屋、下火ハ南禪寺定山和尚ニテゾヲハシケル。

【史料十四】の(1)は尊氏・(2)は義詮の葬礼について記しているが、ともに禪宗形式での葬礼が行なわれている。【史料十四】には位牌についての記述はないが、尊氏・義詮の葬礼に位牌が用いられたことは明らかである。位牌の記述

がなくとも、実際に位牌が用いられていたことから、鎌倉時代後期の禅宗形式の葬儀においても、位牌が用いられていた可能性があるといえよう。⁽⁴⁸⁾

具体的に、足利尊氏の葬礼とその後の仏事を通して位牌について考えていきたい。足利尊氏が死去すると、延文三（一二五八）年五月二日に「今暁、大樹葬礼云々、於真如寺有此事、一向禅宗之沙汰云々、相公羽林行向云々」とあるように、五月二日に、足利尊氏の葬礼が、禅宗の沙汰により真如寺で行なわれ、【史料十四】にあるように荼毘は等持寺で、その後も七日毎に中陰仏事が行なわれた。五月六日には「初七日佛事、於等持寺行之、禅侶沙汰、観音懺法云々」とある。五月二十九日には、等持寺において月忌仏事、四十九日に当たる六月十九日を前倒して十七日に結願仏事が等持寺において行なわれた。⁽⁴⁹⁾

この間に、尊氏の位牌をめくり意見が交わされた。『園太暦』では、延文三年六月四日之条に、諏訪圓忠が足利尊氏の位牌の書式と義詮の著服等について、洞院公賢に尋ねている。圓忠はその書状の中で、「贈官位去夜已到來候、位牌と申候物、如此可書改候、僧家・寺號已下事者如此候、其上官位模様可爲何様候哉、可被示下候也」と認めており、これまで葬礼に使用していた位牌を、贈位贈官に伴い書き改めるための相談だったことが分かる。公賢はこの書状に対し、「位牌事、被

任僧家之外不可有子細候、但日本様儀、一紙被注出候、若可被用唐名者、爲御心得傍二被注付候也」と返答し、「日本様之位牌案」を圓忠に送った。翌日の『園太暦』には、【史料十五】のようにある。

【史料十五】

五日、天晴、今日贈左府五七日佛事云々、位牌事昨日就問返答了、而圓忠注出分不叶愚意之由有傍難之由去夕有示告人、仍今日以使者遣圓忠示所存了、所詮、故征夷大將軍贈從一位行左大臣源朝臣仁山義公尊位可宜歟、將又贈左大臣從一位歟、此條者可在賢慮之旨示了、
六日、天晴、今日圓忠法師送狀、彼位牌事、落居之篇注送也、故令申候條本意之由報了、昨日專使恐悅之上、自正親町殿御書兩通送給了、慇懃御沙汰被畏申候き、
抑寺號事、讚州禪門者號淨妙寺、武衛禪門者號大休寺、是則先代最明寺・法光寺皆以載寺號於位牌之故候、今更難休之由注疏各別書顯了、爲散御不審獻短冊候也、内々可得御意候哉、恐々謹言、

六月六日

行 忠判

左馬助入道殿

故征夷大將軍贈從一位行左大臣源朝臣長壽寺殿仁山
義公靈位

彼御位牌、粗傍難觸耳旨候之間、昨夕令申候き、今注給

之旨更無子細候歟、愚意之所存被申達候者本意之由申了、

【史料十五】より、足利尊氏の位牌の書式について議論された際に、位牌に記す法号について、元弘元（一三三一）年に亡くなった足利尊氏の父貞氏の位牌には浄妙寺、観応三（一二五二）年に亡くなった尊氏の弟直義の位牌には大休寺、建長寺や円覚寺の造営や渡来僧と親交のあった北条時頼や時宗の位牌にも、最明寺や法光寺と寺号が記されているとある。北条時頼は弘長三（一二六三）年に、北条時宗は弘安七（一二八四）年に没しており、「清規」や「語録」の記述を踏まえると、没後まもなく位牌が作成された可能性も考えられる。少なくとも、十三世紀後半には、禅宗に深く帰依した上層武家の間では、位牌を作製していた可能性がある。『園太暦』を記した洞院公賢は当時の有職故実の第一人者でもあったことを考えると、十四世紀半ばには、位牌が葬礼の道具として、禅宗寺院や禅宗を庇護した武家の間だけではなく、有職故実の対象ともなっていたことから、公家社会にも浸透していたのではないかと考えられる。

この贈位贈官をめぐる位牌の書式をめぐる議論が進行している最中に、足利尊氏への贈位贈官を伝える宣命が読み上げられる。【史料十六】を見ていきたい。

中世における位牌の広まりについて（永井）

【史料十六】

去夜鎌倉大納言贈官贈位事被宣下云々、左大臣従一位云々、上卿権大納言忠嗣卿大内記秀長作宣命位記等少納言信家持向位記宣命等於等持寺於位配前讀宣命云々、宣命以下注右詔書如此、

【史料十六】より、延文三年六月四日、等持院の足利尊氏の位牌前で、贈位贈官の宣命が読み上げられ、足利尊氏に「左大臣従一位」が授けられた。足利尊氏が死去してから、等持寺では先に記した初七日以来の中陰仏事が行なわれており、この間は仏事の莊嚴が行なわれていた。この宣命を読み上げの際に、重要な役割を持っていた位牌は、等持寺での仏事も祀られていたと考えられる。

この贈位贈官を機に、足利尊氏の位牌の書式について議論が起こるが、【史料十六】に記されている位牌は、葬礼用の位牌で、【史料十五】に出てくる足利尊氏の位牌の書式に関する問答は、葬礼用の位牌を取り替えた後の將軍御所持仏堂や等持寺などに祀る位牌の書式、のちの家位牌や寺位牌のような先祖供養のために祀られる位牌の書式についての議論であった可能性がある。つまり、足利尊氏の葬礼等においては、最初から仏具として位牌が使用されており、この時期から葬礼用の位牌とのちの家位牌や寺位牌的な性格を持つ位牌など

が区別されていたのではないかと考えられる。

足利尊氏に関する寺位牌としては、延文三年六月二十九日に尊氏の遺骨の一部が分骨され、延文四（一三五九）年四月二十二日には尊氏の真影が永代不闕の追福のために納められた高野山安養院に対し、足利義詮が延文四年四月二十五日、尊氏の永代追善のため位牌一基を奉納したことが知られる。このことは、延文期以前から位牌が先祖供養の道具として用いられていたことを示している。

二代將軍足利義詮の葬礼においても、位牌について【史料十七】のようにある。

【史料十七】

兩代御昇進次第給候了、可進上候、位牌□様、此兩様何可宜哉、寶篋院贈左大臣一位、贈從一位行左大臣、征夷ハ可略坎、然者可書様可注給候、態可被勘付候也、故征夷大將軍贈從一位行左大臣源朝臣

位牌事、委奉候了（中略）

故大樹義詮卿位牌自初七日立之、贈官位已後被書直坎、

大臣

円寂正二位前亞相征夷大將軍（寶篋院） 端山權（55）

【史料十七】より、葬送用の位牌が使われていたが、贈位後の位牌の書式について議論され、決定したことが分かる。

この一連の流れは、足利尊氏の場合と同様であり、將軍薨去後に贈位贈官が行なわれた際には、位牌の造り替えが行なわれており、葬送儀礼における位牌の重要性について何うことができる。

三代將軍足利義満の葬礼に用いられた位牌についても次のようにある。位牌は二つ記録されており、「新薨 鹿苑院准三宮從一位大禪定門 尊靈位」と「新捐館 鹿苑院殿准三宮大相國天山大禪定門 台靈」とである。前者は葬礼の際に使用された位牌と考えられ、後者は「等持寺御位牌銘此云々」とあることから、等持寺に祀られた位牌の書式であろう。葬礼用の位牌と寺位牌・家位牌が区別されていたことが分かる。このように、將軍家においては足利尊氏の葬礼以来、葬礼用の位牌と家位牌・寺位牌的な位牌が区別されていた可能性が高く、武家への位牌の浸透は早かったのではないかと考えられる。

五、位牌の広まりについて

まず、葬送儀礼に関する位牌の広まりについて考えたい。葬送儀礼における位牌については、茶毘所に向かう葬列では、天皇家・將軍家ともに親族・縁者が位牌を持って葬列に参加している（56）。また、応永二十三年十一月二十六日に見られるよ

うに、天皇家・將軍家の葬禮の流れの中で、拾骨後に位牌を安置し、位牌前で焼香するとある。これらから、位牌の葬禮における用いられ方がすでに定まっており、葬送儀禮の中の位牌の役割が確立していたと思われる。

さらに、応永八（一四〇一）年六月二十六日に亡くなった良徳禪尼の位牌は、応永二十六（一四一九）年頃から大炊御門道場如来堂に安置され、その位牌料が年間十供とある。つまり、この時期には年間の位牌料を払って、位牌を安置してもらった制度もあった。当然、この位牌への参拝も行なわれたであろう。このことは、応永二十六年頃までに、位牌の普及がかなり進んでいたことを示している。

公家の日記によれば、仏事等を行なう際の道場室礼においても位牌が重要視されてくる。【史料十八】を見ていきたい。

【史料十八】

早旦導場室礼、塗籠一間押入立屏風、本尊尺迦像奉懸、西脇阿弥陀像奉懸、其前大机一脚立之、敷打敷（唐織物）、机下有水引、御位牌安置、備供具花瓶・香炉・燭台等如恒、 hands 観音像（入厨子、累代本尊）、置仏壇、観音懺法行之、爲本尊、導場奥北四ヶ間（仏前脇）、立廻屏風、東間懸不動像、南面四ヶ間懸巨翠簾、廂間二ヶ間（西面）、懸翠簾爲聴聞所、今夕観音禪法、明日拈香被行、仍室礼如此、

中世における位牌の広まりについて（永井）

【史料十八】に見られるように、道場室礼に位牌が重要な位置を占めていることから、位牌が先祖供養などの重要な仏具となっていたことが分かる。先祖供養という点においては、時代は下るが、文明期の山科家の手盃盆会の室礼には、位牌が祀られている。

それでは、日常的に位牌はどのように祀られていたのだろうか。【史料十九】を見ていきたい。

【史料十九】

御百ヶ日正忌也、即成院坊主、昆明房（光台寺）玄忠等参、半斎・諷經如例、大光明寺御仏事、五部大乘經転読云々、抑大通院御位牌、至百ヶ日安置常御所了、御仏事畢之間、御持仏堂二、御位牌今日奉渡之、

【史料十九】によると、大通院の位牌を常御所から持仏堂へ移したとある。百ヶ日が過ぎると持仏堂で位牌は祀られる。その後、新御所（故治仁王）に位牌所を作り、そこを持仏堂として、大通院の位牌も移される。この時期に持仏堂を位牌堂と捉えていたと考えられる。そのためか、文明期以降、位牌を持仏堂に安置する内容の記事が多くなる。

まとめにかえて

日本における位牌の広まりについて、中世史料から見ると、清規によれば中国宋代には位牌が用いられるようになった。その位牌が、渡来僧や帰朝した留学僧によって日本に伝えられたと考えられる。鎌倉時代末期の禅僧の語録には、正応五年に東福寺内で位牌を用いた仏事が行なわれていたことが分かる。このことは、それ以前から位牌が禅宗寺院内で用いられていたことを示すものである。また、北条時頼の葬礼は禅宗形式で蘭溪道隆が執り行っており、この葬礼の際に位牌が用いられていたのではないかと考えられる。

このように、鎌倉時代末には日本でも位牌が用いられていたと考え、南北朝以降に位牌が広まったことにも説明が付く。特に、夢窓疎石の語録によれば、俗信の徒に対して位牌を造り、没後に供養するように定めている。南北朝に、位牌は禅宗寺院内の僧侶だけのものではなくなりつつあったことも分かる。

天皇家や宮家においても、後醍醐天皇の葬礼以降、位牌を用いた仏事が行なわれ、位牌を祀ることが一般化していく。將軍家においても、足利尊氏の葬礼に関して位牌が用いられていたこと、贈官位に際しての尊氏の位牌の書式の議論の中に見られたように、北條時頼・時宗・高時の位牌や尊氏の父

貞氏や弟直義の位牌銘が例に挙げられるなど、位牌が尊氏の葬礼以前から武家の葬礼や先祖供養の際に用いられていたことは明らかであろう。尊氏の贈官位に際しての位牌の書式についての議論の中で、位牌が公家の有職故実の対象となっていたことから、南北朝半ばには、公家の間にも位牌に対する関心が高まっていたことがうかがえる。

また、早い時期には持仏堂に祀られている御影前に机を置き、その上に位牌を立てたと記録にある。位牌は御影と一対の仏具として、先祖供養における重要性を増して行ったと考えられる。やがて、御影や像の存在が持仏堂の記述から見られなくなっていく。鎌倉時代以降、持仏堂には御影が祀られていたがそこに位牌がセットで祀られるようになり、後には位牌のみが祀られるというように変化してきたものと考えられる。これは、位牌が、御影や木像に比べ製作が容易で、短期間で造られ、費用も安かったため、一般の人々にも徐々に普及していったのであろう。このような状況の中、禅林における祖堂が位牌堂化するのと同じように、持仏堂も位牌堂として意識されるようになり、位牌は御影や木像に代わって、その地位を高めていったのである。

註

(1) 位牌についての研究は、早くから考古学の分野において、

塔や墓の形態・変遷の考察から論究されるようになった。日本における位牌の使用は中世以降とされるが、位牌をめぐる定義などがきちんと定まっていないうこともあり、日本の中世における位牌の研究は進んでいるとはいえない。本文において参考とした資料は以下の通りである。跡部直治「位牌」(『仏教考古学講座』第二卷、塔婆編、雄山閣出版、一九三六年)、圭室諦成『葬式仏教』(大法輪閣、一九六四年)、久保常晴「位牌」(『新版 仏教考古学講座』第三卷、塔婆雄山閣出版、一九七六年)、三浦秀有「仏壇と位牌」(『講座日本の民俗宗教Ⅱ』弘文堂 一九八〇年)須藤寛人「仏壇・位牌信仰の史的考察」(『駒澤大學佛教學部論集』第二十九號、一九九八年)、原田正俊「日本中世の位牌と葬礼・追善」(『宗教と儀礼の東アジア』交錯する儒教・仏教・道教) 勉誠出版 二〇一七年)、菊池章太「位牌の成立」(『東洋大学出版会、二〇一八年)。

- (2) 片野温氏は「美濃古位牌の研究」(『仏教考古学論叢』第三輯一九四一年 東京考古学学会)の中で、位牌は儒教の聖祠牌から、禪宗における皇帝の聖寿を祈るための天牌へ、そして位牌へと発展したとしている。
- (3) 松浦秀光「尊宿葬法の研究」(三喜房仏書林、一九八五年)。
- (4) 「江戸名所圖會八」松本山廣福寺(『古事類苑』礼式部三十一 一二二五頁)。なお、史料中の「」内は、割り書き

中世における位牌の広まりについて(永井)

を示している。以下史料内の「」は同様である。

- (5) 「太平記」北野通物語事附青砥左衛門事(『古事類苑』礼式部二十一 二九七〜二九八頁)。
- (6) 「新編相模國風土記稿八十鎌倉郡」円覚寺(『古事類苑』礼式部三十一 一二二五頁)。
- (7) 「率 移龕」(『禅林備用清規卷九』、『正新纂大日本續藏經』第六三卷六五三頁下段)。
- (8) 「在 入塔」(『禅林備用清規卷九』、『正新纂大日本續藏經』第六三卷六五四頁中段)。
- (9) 「此 浴亡」(『禅林備用清規卷九』、『正新纂大日本續藏經』第六三卷六五七頁上段)。
- (10) 「幻住清規」(『正新纂大日本續藏經』第六三卷五八六頁上段)。
- (11) 「幻住清規」(『正新纂大日本續藏經』第六三卷五八七頁下段)。
- (12) 「移龕」(『勅修百丈清規卷三』、『正新纂大日本續藏經』第六三卷三三八頁中段)。
- (13) 「亡僧」(『勅修百丈清規卷六』、『正新纂大日本續藏經』第六三卷三五九頁上段)。
- (14) 原田正俊「日本中世の位牌と葬礼・追善」(原田正俊編『宗教と儀礼の東アジア』交錯する儒教・仏教・道教) 六〇〜七六頁、勉誠出版 二〇一七年)。
- (15) 宋代の崇寧二(一一〇三)年に作成された『禅苑清規』には、

中世における位牌の広まりについて（永井）

一三二

位牌の記述はないが、一般の僧が死去した場合、沐浴・剃髪して掛子を着させて桶の内に座らせ、桶を龕の中に入れて、延寿堂の前に置き、香華を設け、白幡に無常偈を書き、仏喪花を龕の上に置き、題して「歿故某人上座之靈」と書いたとある。これが、後に位牌として発展していった可能性があろう。『禪苑清規』が宋代の崇寧二年に作成されていることから、この後に「紙位牌」等に形態を変えながら位牌へと発展していったと考えられる。このように、中国の禪宗においては宋代初期から徐々に位牌へと発展していったとも考えら、中国と日本を往復する商人や僧侶を通じて、日本に位牌が伝えられた可能性もあろう。しかし、それを具体的に記す史料は見当たらない。

(16) 『大鑑禪師清規』（『大正新脩大藏經』第八十一卷六二一頁中段）。清拙正澄は、中国福建省に生まれ、北条高時の招きで嘉暦元（一三二六）年来日し、翌年鎌倉建長寺の住持となり、浄智寺・円覚寺をへて、勅命で京都建仁寺・南禅寺の住持を勤め、暦応二（二三三九）年に没した。

(17) 『仏光國師語録』巻第四（『大正新脩大藏經』第八十卷一七六―一七七頁）

(18) 『仏照禪師語録』下卷（『大正新脩大藏經』第八十卷三五頁下段）

(19) 『竺僊和尚語録卷下之下』（『大正新脩大藏經』第八十卷

四四五頁中・下段）。

(20) 『三合院遺誡』（『夢窓國師語録』卷下之二、『大正新脩大藏經』第八十卷五〇三頁下段・五〇四頁上段）。

(21) 『聯芳堂訓』（『夢窓國師語録』卷下之二、『大正新脩大藏經』第八十卷五〇六頁中段）。他にも「遺誡」（『夢窓國師語録』卷下之二、『大正新脩大藏經』第八十卷五〇五頁上・中段）においても、自らの位牌について定めている。没後百ヶ日に、南禅寺と真如寺の祖堂で入牌の儀礼を行なうこと、その後円覚寺と浄智寺においても入牌するように定めている。天龍寺開山位牌は、観応二（一三五二）年に自ら祀つたとあり、続けて「不許此外別安影像於祖堂。」と祖堂に影像を祀ることを禁じている。

(22) 『諸回向清規式』（『大正新脩大藏經』第八十卷六二四頁中段）。

(23) 『伏見上皇御中陰記』（『群書類從』第二九輯三三二頁）。

(24) 『建内記』永享十二年正月十八日の条。

(25) 『建内記』文安四年十月十八日の条。

(26) 『言國卿記』文明十年七月十四日の条。この年も含め、『言國卿記』の七月十四日の記述に「晩影ニ水向如先規」などがあり、盂蘭盆会が毎年同じように行なわれていたことが分かる。

(27) 『看聞御記』応永二十四年二月二十九日の条。

(28) 『蔭涼軒日録』文明十七年十二月六日の条。

(29) 『蔭涼軒日録』 文明十八年五月二十二日の条。

(30) 『蔭涼軒日録』 文明十八年五月二十四日の条。

(31) 『師守記』 応安七年三月二十六日の条に、後光厳院の分骨場所が、六ヶ所あげられており、深草法華堂と安楽光院ともに記されている。

(32) 『伏見上皇御中陰記』 (『群書類従』 第二九輯三三二頁)。

(33) 『天龍寺造營記録』 (『大日本史料』 第六編之六 一三〇頁)

(34) 『夢窓國師語録』 下之一 (『大正新脩大藏經』 第八十卷 四七三頁上段)。

(35) 『迎陽記』 貞治三年七月七日、七月八日の条。『師守記』 貞治三年七月三日、七月十日、七月十七日の条。

(36) 『鹿王院文書の研究』 二〇五号「後円融天皇綸旨」(永徳元年二月十七日付)。

(37) 『愚管記』 応安七年二月二日の条。

(38) 『後光厳院崩御記』 (『古事類苑』 礼式部二二 二〇五頁)。

(39) 『迎陽記』 応永五年正月二十三日の条。

(40) 『看聞御記』 応永二十三年十一月二十日、二十一日、二十四日、二十六日の条。

(41) 『看聞御記』 応永二十三年十一月二十四日の条に、「御茶毗可逢給云々、酉刻大光明寺罷向、新御所・予・椎野・対御方・近衛局・経良卿・重有朝臣・長資朝臣・隆富・正永・勝阿等参入、入江殿・真乘院殿・岡殿、自惣得庵直ニ棧敷へ入御云々、

中世における位牌の広まりについて(永井)

御茶毗所、寺東門之外松・相切切払、荒檜墻黒木鳥居等建之令莊嚴、鳥居之前左右(南北)、構棧敷、南方御所棧敷、北方棧敷入江殿、真乘院殿・岡殿・惣得庵殿一所ニ被座云々、時刻先真御所・余・椎野・地藏殿ニ参、龕尊前焼香申、長老謁則棧敷ニ入了、」とある。

(42) 『看聞御記』 応永二十三年十二月二十一日の条。

(43) 『看聞御記』 応永二十三年十二月二十五日の条。

(44) 『看聞御記』 応永二十三年十二月二十四日の条。

(45) 『看聞御記』 応永二十九年十一月十九日の条。また、原田正俊前掲書には、塔頭大通院には、位牌が安置されていたとする。

(46) 『將軍御逝去事』 『太平記』 二五四頁(日本古典文学大系『太平記』 岩波書店)。

(47) 『將軍薨逝事』 『太平記』 四七八頁(日本古典文学大系『太平記』 岩波書店)。

(48) 『吾妻鏡』 によれば、康元元(一二五六)年十一月二十三日に、北条時頼は最明寺において落飾し覺了房道崇という法名を得る。この時の戒師は、蘭溪道隆であった。弘長三年十一月二十二日、時頼は最明寺北亭において、三十七歳で臨終を迎える。この時の時頼の様子を「着衣袈裟、上繩床令坐禪給、聊無動搖之氣、」とあり、頌も用意されていた。また、文永二(一二六五)年十一月二十五日には、「今日寂明寺禪室第三年御佛事、於山内被修之、導師道隆禪師」とある。『師守記』第

三卷には、南北朝期の康永四（一三四五）年五月二十二日の記事として、「傳聞く、於武家（コノ三字抹消）今日先代高時禪門已下一族十三年之間、於武家修佛事云々」とあり、足利尊氏が北条高時一族の年忌供養を行なっている。どのような形式での供養であったかはわかり知れないが、禪宗形式で行なわれ、位牌も用いられた可能性があると考えられる。

(49) 『愚管記』 延文三年五月一日の条。

(50) 『愚管記』 延文三年五月六日の条。

(51) 『愚管記』 延文三年五月二十九日の条。

(52) 『愚管記』 延文三年六月十七日の条。

(53) 『園太曆』 延文三年六月五日・六日の条。

(54) 『愚管記』 延文三年六月四日の条。

(55) 『蔭涼軒日録』 長享三年五月十二日の条。ここには、延文四年四月二十五日付の足利義詮御判御教書で、高野山安養院へ位牌一基を奉納したとある。そのほかにも、安養院には、延文三年六月二十九日には尊氏の遺骨の一部を分骨し、延文四年四月二十二日には尊氏の真影を永代不闕の追福のために奉納したという足利義詮御判御教書が記されている。このように、延文期以前から位牌は仏教儀礼の道具として用いられていたと考えられる。この他にも、足利尊氏の遺骨は、攝津多田院や丹波光福寺にも分骨されており、同じように位牌が奉納されていたのではないだろうか。

(56) 『師守記』 貞治七年正月十四日の条。

(57) 『鹿苑院殿薨葬記』 応永十五年五月十日。（『群書類従』二九輯二三八〇頁）。

(58) 『看聞御記』 応永二十三年十一月二十四日の条。

(59) 『看聞御記』 応永二十三年十一月二十六日の条。

(60) 『常楽記』 応永八年六月二十八日。（『群書類従』二九輯二三八頁）。

(61) 『看聞御記』 応永二十三年十二月二十四日の条。

(62) 『言國卿記』 文明十年七月十四日。

(63) 『看聞御記』 応永二十四年二月二十九日の条。

(64) 『看聞御記』 応永二十四年三月十五日の条。

〈キーワード〉 葬送儀礼、中陰仏事、位牌、寿牌、木牌

別表：中世史料に見える「位牌」について

中世における位牌の広まりについて（永井）

番号	年月日	語句	内容	出典
1	延文3. 6. 4	位配（牌）	少納言信家、足利尊氏への贈左大臣従一位の宣命を、尊氏位牌前で読む。	愚管記
2	延文3. 6. 4	位牌	円忠、公賢に書状を送り、足利尊氏の位牌の書式を尋ねる。公賢、「位牌のことは、僧家に任すべし」としたが、日本様儀を一紙に注し提出す。	園太暦
3	延文3. 6. 5	位牌	位牌について、「故征夷大將軍贈従一位行左大臣源朝臣仁山義公尊」とすべきか、「贈左大臣従一位」とすべきかさらに尋ねる。	園太暦
4	延文4. 6. 6	位牌	円忠、公賢に位牌につき、讃州禅門には浄妙寺、武衛禅門には大休寺、先代は西明寺・法光寺と皆寺号を位牌に載せているがいかかすべきか尋ねる。位牌は、「故征夷大將軍贈従一位行左大臣源朝臣長寿寺殿仁山義公靈位」と決定した。	園太暦
5	貞治7. 正. 14	位牌	足利義詮の位牌の書式について議す。	師守記
6	応安2. 2. 2	位牌	後光厳院の泉南寺での御葬礼では、火屋には仮井垣を建て、中には仮幔を引き、火屋の前に鳥居を建て、御棚を設け、御位牌を立て、大香爐に沈をたく。	後光厳院崩御記（古事類苑）
7	応安4. 12. 30	位牌	位牌は古くからあったのではなく、宋代以降に現われた。	空華日工集
8	応安7. 2. 15	位牌	後光厳院の御遺骨・位牌を回向する。	後深心院閨白記
9	康暦2.	御牌	足利義満、鹿苑院建立。御牌を安じ鹿苑院と号す。	福壽寺塔頭末開帳記並代
10	康暦3. 12. 23	先君位牌	管領玉堂殿、先君位牌を書き求める。	空華日工集
11	応永8. 6. 28	位牌	良徳禅尼円寂。86才。応永26年秋頃、大炊御門道場如来堂に位牌を立てる。位牌料、毎歳10供。	常楽記
12	応永13. 4. 5	位牌	絶海中津一周忌、相国寺にて行なわれる。位牌の銘が決まる。	教言卿記
13	応永15. 5. 10	御位牌	「新薨鹿苑院准三宮従一位大禪定門尊靈位」。等持院の御位牌銘は、「新捐館 鹿苑院殿准三宮大相国天山大定門 台靈」とあり。	鹿苑院殿追善記
14	応永23. 11. 21	御位牌	乾蔵主、鹿苑院と茶毘につき談合す。位牌の書式は、大通院無品親王と書くよう置文あり。	看聞日記
15	応永23. 11. 24	御位牌	茶毘所にあたり、龕尊前で焼香、地藏殿前に置いて龕前仏事。葬礼の行列で、御位牌は大通院宮洪蔭蔵主が持つ。	看聞日記
16	応永23. 11. 26	御位牌	今夕収骨。御骨を大光明寺方丈に安置す。大衆、方丈庭前諷経。位牌に面々焼香する。	看聞日記
17	応永23. 12. 21	位牌	御中陰、明日結願するが、例日のため、今夕、御位牌を大光明寺仏殿惣塔に納む。	看聞日記
18	応永23. 12. 24	御位牌	導場室礼、塗籠一間押入立屏風、本尊釈迦像と阿弥陀蔵を掛け、その前に大机を1つ置き、打敷を敷き、机の下に水引を飾り、御位牌を安置す。	看聞日記
19	応永24. 2. 13	御位牌	治仁王茶毘での御位牌をどうするか沙汰あり。絶海中津が道号を書き、蔵光庵に持参す。松屋と書くべきと申し、「松屋行公尊靈」とす。	看聞日記

20	応永24. 2. 29	御位牌	大通院百ヶ日正忌が終わり、大通院御位牌を常御所より御持仏堂に渡す。	看聞日記
21	応永24. 3. 12	御位牌	御位牌称号の沙汰あり。葆光院大範行公禪定尊儀と決まる。松屋は御法名には叶わず、大範と改めた。	看聞日記
22	応永24. 3. 15	御位牌	新御所（故治仁王）に御位牌所を為し、大通院御位牌を安置し、持仏堂とす。	看聞日記
23	応永24. 11. 18	御位牌	導場室礼、屏風を立て、本尊（阿弥陀尊）を掛け、左脇に御位牌を立て、その前に大机1脚を立て、打敷を敷き、仏供燈明を備える。	看聞日記
24	応永29. 11. 19	御位牌	大光明寺塔頭大通院建立。諷経増衆が齋食の間、御位牌に焼香す。	看聞日記
25	応永32. 4. 11	御位配	後円融天皇三十三回忌追善の雑具を相国寺より仙洞に持参す。中央に御位牌（後円融院太上天皇尊儀）を立て、供具を備える。	薩戒記
26	正長元. 正. 18	御位牌	勝定院殿（足利義持）薨御。香御袈裟を着した義持の遺体の前に御位牌を立てる。	建内記
27	正長元. 正. 23	御位牌	勝定院贈太相国（足利義持）御葬礼。等持院仏殿にて、鎖龕仏事、掛真仏事で龕前に御影を懸ける。次いで、起龕仏事、隆藏主が御位牌を持つ。……火屋戸の前に御影を懸け、御位牌を立て茶毘に付す。義圓、御位牌前で焼香し、方丈へ還る。	建内記
28	正長元. 8. 12	御位牌	中御門俊輔、安楽光院の七僧法会にて、休所で御前僧と談じたのち御位牌前に参る。	薩戒記
29	正長元. 8. 20	御位牌	称光天皇御月忌。安楽光院の御位牌前で舍利講を行なう。	薩戒記
30	正長元. 10. 25	翼聖國師御位牌（絶海中津）	去る8月18日の夜、相国寺の僧2名が、翼聖國師の位牌を脇に置いていたところ、時房の寿命が延長するという夢告があった。	建内記
31	永享元. 7. 13	代々御牌	時房、安養院及び白蓮社に詣ず。白蓮社で、祖母、先妣・養母を拝す。栖賢閣で、代々御牌並びに先公御影、先師御影を拝す。	建内記
32	永享6. 10. 20	御位牌	舊院御所で、後小松天皇一周忌御経供養など営まれる。時房、7日前より読経し、勅筆の経文を摺写す。御位牌は、私亭に置く先例がないので、切り紙に尊号を書き、7日間毎朝お供えした。	建内記
33	永享9. 3. 14	四牌	圓照院、宝勝院、圓修院、長得院殿の四牌を作らせるため、字を書き献ず。	蔭涼軒日録
34	永享11. 10. 20	御位牌	後小松院七回聖忌に、足利義教が、安楽光院と雲龍院を詣で、御影・御位牌を拝す。	建内記
35	嘉吉元. 6. 26	御位牌	宣下内容を御位牌に載せるべきか相談す。	建内記
36	嘉吉元. 7. 6	御位牌	普広院殿茶毘。常在光寺景南和尚、……取骨常在光寺景南和尚、拳経仁中和尚、掛真周杠瑣侍者。御位牌は某が持つ。	蔭涼軒日録
37	嘉吉元. 7. 13	御牌	時房、鹿苑院に参る。鹿苑院方丈で、普広院殿御中陰。御影（御東帯画像）前に、御牌と御骨を安じ奉る。	建内記

38	嘉吉元. 7. 28	普広院殿御牌	時房、普広院殿御牌前焼香。25日中で中陰結願したが、5旬中は位牌を立てる。	建内記
39	嘉吉3. 2. 26	位牌	時房の先妣の位牌に、「見周信如禅尼、応永三十四年四月四日」とあり。	建内記
40	嘉吉3. 7. 29	御牌	来月6日故内大臣殿御遠忌。御□前に御牌を置き御霊供、諷経。	建内記
41	文安4. 4. 4	御牌前 栖賢閣御牌	安養院で、先妣（実母）の御仏事を修す。御牌前備供具献霊供、諷経。 次いで、栖賢閣御牌・御影前参拝。	建内記
42	文安4. 10. 18	御牌	故一位殿御遠忌。今日、蓬屋御牌前で御霊供、例の如し。	建内記
43	寛正3. 9. 28	御位牌	普広院殿御位牌、今日から構すべきところ、與次郎が眼病のため2、3日休息する。	蔭涼軒日録
44	寛正3. 11. 22	御位牌	普広院殿・慶雲院殿御位牌を、諸老に見せる。	蔭涼軒日録
45	寛正4. 8. 11	御位牌	勝智院従一位萬山大禅定尼（諱性壽）等持院にて御茶毘。葬礼で周洪藏主御位牌を持つ。	蔭涼軒日録
46	寛正4. 8. 26	イハイ	山科保宗死去。相国寺円珠堂にて茶毘。今日八時火下。本所代越前いるがイハイヲモツ。	山科家禮記
47	寛正4. 10. 14	勝智院殿御位牌	勝智院殿御位牌に金泥を着すよう春阿に命ず。	蔭涼軒日録
48	寛正4. 11. 13	勝鬘院御位牌	勝定院殿が、勝鬘院御位牌を安じた際に御成になったか否か、先規を尋ねる。	蔭涼軒日録
49	文正元. 閏2. 8	位牌	無垢庵に嵯峨開山の位牌を造ると季瓊真薬語る。	蔭涼軒日録
50	応仁2. 3. 27	覚源禅師牌 入牌	応安2年寂の平心処斎（覚源禅師）の牌が、鎌倉寿福寺に入牌。僧海東暉の按牌の語を示す。	碧山日録
51	応仁2. 5. 4	入牌	昌詵南源が、無際都管のために入牌の語を示す。	碧山日録
52	文明3. 正. 9	御位牌前	舊院初七日。悲田院で御拾骨。仙骨を白櫃舁に納め寺に入り、御位牌前に安ず。	親長卿記 (大・纂)
53	文明3. 2. 4	位牌	位牌の上を白絹で覆い、35日撤す。	親長卿記 (大・纂)
54	文明3. 5. 1	舊院御位牌前	早旦、安禪寺に参り、舊院（後花園院）御位牌前にて、焼香。	親長卿記 (大・纂)
55	文明10. 7. 14	イハイ	孟蘭盆会で、座敷に御影と位牌を並べる。	言国卿記
56	文明13. 4. 9	御位牌	一條殿御葬礼。顕基引綱、忠顕御位牌を持つ。	宣胤卿記
57	文明16. 5. 11	牌前	祖忌（乾峯土曇）、常の如し。浄水懺儀、静香牌前に点灯。	蕉軒日録
58	文明16. 11. 26	両牌	開山入滅、龍王示現の両牌を書く。	蕉軒日録
59	文明16. 12. 21	入牌	大縁の牌を建仁寺祖堂に入れる企てあり。	蕉軒日録
60	文明17. 3. 27	大字之位牌	全海大字の牌を書く。	蕉軒日録
61	文明17. 4. 7	入牌仏事	来たる5月8日の瑞溪和尚十三回忌に、入牌仏事を行なう。	蔭涼軒日録
62	文明17. 5. 6	入牌仏事	来る8日の瑞溪和尚入牌仏事後、横川和尚相国寺退寺。	蔭涼軒日録
63	文明17. 5. 8	祖堂入牌	瑞溪和尚十三回忌の祖堂入牌で、住持横川和尚拈香。	蔭涼軒日録
64	文明17. 5. 9	御壽牌	相公御壽牌草案を献じよう調阿に命ず。5案が献じられ、乙卯本命元辰福祿壽星が台慮にかなう。	蔭涼軒日録
65	文明17. 5. 10	御壽牌・御先祖御位牌	相公、御逆修の御壽牌と御先祖御位牌草案を書き、台覽に供すよう仰せ付ける。	蔭涼軒日録

66	文明17. 5. 12	御壽牌・御先祖御位牌	在通宅にて、相公御逆修の御壽牌と御先祖御位牌草案献ずべき吉日を選ぶ。15・16日が吉日。	蔭涼軒日録
67	文明17. 5. 15	相公御預修壽牌・開山國師位牌・先皇六代御位牌・御先祖六代勝鬘勝智御位牌・三界牌以上	御預修壽牌、開山國師位牌、先皇六代御位牌、先皇六代勝鬘勝智など御位牌8ヶ、三界牌以上17ヶの木地代3貫910文。塗賃4貫600文。彩色1貫文。以上合計9貫510文。諸牌草案台覧に供し、御前に留める。	蔭涼軒日録
68	文明17. 5. 18	御壽牌・諸靈御位牌・三界牌・勝智院殿御位牌・等持院殿御位牌	御壽牌は預修の字を避けるべきか。三界牌は以前の牌文が三世十方諸霊とあるが、今回書かれたもので良いか。勝智院殿御位牌に贈一品とあるが、贈の1字を削るべきか。等持院殿御位牌、勝定普廣両相公も同前。	蔭涼軒日録
69	文明17. 5. 19	東相預修之御壽牌	壽牌の預修の2字を避けたいと尋ねられ、避けても害はないと答える。	蔭涼軒日録
70	文明17. 5. 21	逆修牌 先祖諸霊御位牌 先帝諸牌 開山位牌	逆修の牌には預修の字があるが、削っても害はないのかと尋ねると、「削っても害無し」と返答あり。御先祖諸霊御位牌には年号・干支あり。先帝諸牌には、年号はあるが、干支はない。干支を加えるべきか否か問う。相公は干支有るべしとするが、蔭涼軒主は安楽光院の位牌には、年号はあるが干支はないと答えた。相公、雲龍院に安じた位牌が乱後残っていれば、召し寄せ点検すべしと述べる。開山位牌は、年号を書くべきか否か問う。相公、旧例に従うべしと答え、開山位牌を点検したところ、皆年号はなかったと述べる。	蔭涼軒日録
71	文明17. 5. 24	先帝諸尊霊御位牌 光嚴院位牌	泉涌寺より、先帝諸尊霊御位牌の書立が届く。雲龍院に5つの位牌があるが、光嚴院位牌はない。5つの位牌の裏には年号・干支がある。	蔭涼軒日録
72	文明17. 6. 4	先皇御位牌	先皇御位牌年号干支、雲龍院のごとく干支で書くべし。先皇御位牌がほかにあるか、安楽光院・雲龍院に尋ねる。	蔭涼軒日録
73	文明17. 6. 5	先帝御位牌 御位牌	先皇御位牌、前六代の御霊を書立て進上。他に先帝御位牌あるや否かを尋ね、あれば進上するよう命ず。安楽光院・雲龍院にある御位牌を書上げた2紙を渡す。	蔭涼軒日録
74	文明17. 6. 8	先帝御位牌 伏見院御位牌	先帝位牌、安楽光院より6ヶ進上。余りは伏見院御位牌のみ。雲龍院より5ヶ進上、ほかはなし。伏見院御位牌立てるべからずとあり。	蔭涼軒日録
75	文明17. 6. 17	諸霊之牌前	古銅香爐6ヶ、紫銅香爐1ヶ、7月の御水向で諸霊の牌前に置く。	蔭涼軒日録

76	文明17. 9. 22	御壽牌・開山國師位牌・帝王御位牌・御先祖御位牌8枚、三界牌1の18枚。この内御壽牌1枚は御名を朱で書く。皆、草案を台覧に供す。朱で御名を書いた牌は、用いるべからずと命じる。牌字大小あり、不可。	蔭涼軒日録	
77	文明17. 9. 23	御壽牌諸靈牌	御壽牌・御諸靈牌等の草案17枚を書くよう栖和尚に伝える。	蔭涼軒日録
78	文明17. 10. 24	御壽牌御位牌	御壽牌と御位牌17枚益之が書き台覧に供す。年号も益之が書くよう命じる。	蔭涼軒日録
79	文明17. 10. 28	位牌	益之の書いた位牌年号の書立てを台覧に供す。	蔭涼軒日録
80	文明17. 12. 6	御位牌	御位牌17の内、先開山國師の位牌を台覧に供す。この位牌が台慮に供せば、皆この牌と同様の旨命ず。御位牌は来年3月中にできる。	蔭涼軒日録
81	文明18. 2. 14	清仲牌	清仲牌前に小供を設く。	蕉軒日録
82	文明18. 2. 16	御壽牌	客殿・鹿苑院・方丈には、御壽牌を置かず。	蔭涼軒日録
83	文明18. 2. 24	御壽牌御諸靈位牌	御壽牌・御諸靈位牌16など、台覧に供す。	蔭涼軒日録
84	文明18. 2. 27	御先祖位牌	相公、御先祖位牌を持仏堂に立てる。年号と位のどちらで立てるべきか尋ね、横川和尚が、御位次第と答える。	蔭涼軒日録
85	文明18. 4. 29	御位牌帝王之位牌	御位牌裏の年号、明德4年壬酉の壬の字は誤り。改めて癸酉と作り献ず。帝王位牌6枚調え前進上。今別に1枚調え進上するよう命じられ、光明院・崇光院と書く。安楽光院が以前書立てた6ヶを点検したところ、「伏見院尊儀文保元年丁巳9月初3日」とあった。	蔭涼軒日録
86	文明18. 5. 2	帝王之御位牌	去年安楽光院より帝王御位牌6書台覧に供す。	蔭涼軒日録
87	文明18. 5. 4	崇光院位牌	崇光院位牌につき、安楽光院と雲龍院に尋ねたが、両寺とも御位牌はないと答える。	蔭涼軒日録
88	文明18. 5. 5	位牌文	大光明寺維那に、光明院・崇光院の位牌文と年号を書き進上するよう命じる。	蔭涼軒日録
89	文明18. 5. 6	位牌	大光明寺維那、光明院・崇光院位牌に、「光明院尊儀 康正二年庚申六月廿四日崩 六十歳」「崇光院尊儀 応永五年戊寅正月十三日崩 六十五歳」とあると報告す。	蔭涼軒日録
90	文明18. 5. 7	牌文御位牌	大光明寺に立てる光明・崇光院の御位牌牌文、台覧に供す。	蔭涼軒日録
91	文明18. 5. 22	崇光院位牌	崇光院御位牌が出来、調阿方へ渡す。	蔭涼軒日録
92	文明18. 5. 23	崇光院御位牌	崇光院御位牌、今日東求堂に立て奉る。	蔭涼軒日録
93	文明18. 7. 14	木牌 木牌	仏殿に入り御焼香。本尊、祖师堂、開山、祖先御影（等持院殿、寶篋院殿、鹿苑院殿、勝定院殿、普広院殿、慶雲院殿）に焼香。次いで本尊・等持院木牌から順に、焼香・浄水す。御所の間に御成。開山前御焼香、霊供筋を立て、浄水を洒す。次いで寶篋院殿、鹿苑院殿、勝鬘院殿、勝定院殿、普広院殿、勝智院殿、慶雲院殿、各々木牌同前。	蔭涼軒日録

94	文明18. 7. 15	木牌	上の間に、等持院殿、鹿苑院殿、普広院殿の木像・木牌3ヶあり。下の間に、寶篋院殿、勝定院殿、慶雲院殿の木像・木牌3ヶあり。	蔭涼軒日録
95	文明18. 8. 13	牌云	材木屋三宅主計（11日に死す）の牌に、眼阿弥陀仏、大亭号と書く。	蕉軒日録
96	文明19. 正. 15	御壽牌	相公、御壽牌はどうすべきかと問われ、御壽牌には慈照院殿と、持仏堂の壽牌には居士号を書くがこれは俗態の場合で、逆修壽牌は禪定門と書くべしと答える。	蔭涼軒日録
97	文明19. 正. 16	御壽牌	御壽牌を作り、御壽像は掛けるべきと、鹿苑院に報ず。	蔭涼軒日録
98	文明19. 正. 24	御壽牌	相公、等持寺に往き、仏殿・客殿を歴覧す。御壽牌は立てず。	蔭涼軒日録
99	文明19. 2. 3	御壽牌 御壽牌	鹿苑侍衣、御壽牌の草案を持参。牌には、預修慈照院殿准三宮喜山大禪定門壽位の17文字。御逆修御用脚として百貫文鹿苑院に渡すよう命ず。鹿苑院寄進の打敷、唐錦小打敷、御壽牌草案など、台覽に供す。	蔭涼軒日録
100	文明19. 2. 4	御壽牌	御壽牌の17字につき問う。御壽牌草案の17文字はこれで良い旨、台命を以てす。	蔭涼軒日録
101	文明19. 2. 5	御壽牌	御壽牌など、堀河殿を以て台覽に供す。御壽牌を鹿苑院に遣わす。	蔭涼軒日録
102	文明19. 2. 6	御壽牌	御壽牌を書くよう命じられたが、横川和尚に譲る。	蔭涼軒日録
103	文明19. 5. 16	御位牌 御壽牌	鹿苑院七月御水向所、御位牌を立てる。白板なり。新しく立てるので、白付けすべし。また、御壽牌に水を向けられるべきか尋ねる。	蔭涼軒日録
104	文明19. 5. 17	御位牌	丹公を鹿苑院に遣わし、御水向、提子、位牌について尋ねる。御位牌は9枚、提子11用いる。	蔭涼軒日録
105	文明19. 7. 2	御位牌 諸霊御位牌	鹿苑院御水向御位牌、横川にを書くよう命ず。東福寺夏子退院に、諸霊御位牌を給う。	蔭涼軒日録
106	文明19. 7. 3	御先祖御位牌	字別弥二郎に、御先祖御位牌を別らす。	蔭涼軒日録
107	文明19. 7. 5	公方御先祖御位牌	公方御先祖御位牌を書き、彌二郎に命じてこれを削る。等持院殿、寶篋院殿、鹿苑院殿、勝定院殿、普広院殿、慶雲院殿、勝鬘院殿、勝智院殿8人の御位牌を書く。	蔭涼軒日録
108	文明19. 7. 8	御水向御位牌	御水向御位牌、先3ヶ別出し、泥を入れるため、狩野助方へ遣わす。	蔭涼軒日録
109	文明19. 7. 12	御位牌	狩野大炊助宅より、御位牌8ヶ金泥を入れたものが届く。	蔭涼軒日録
110	文明19. 7. 13	御先祖御位牌 御位牌	御先祖御位牌8ヶ、琳公を以て台覽に付す。御位牌を能倫を以て、直に鹿苑院に遣わす。	蔭涼軒日録
111	文明19. 7. 14	勝智院殿御位牌 御位牌 木牌 等持院殿御位牌 木牌	仏殿に行き、勝智院殿御位牌を覽ず。贈一品を従一位と書き改む。施餓鬼。本尊、祖堂、開山、次いで御先祖御影・御位牌。等持院より始め、逐一御焼香。木牌各々にあり。等持院殿御位牌に箸を立て、浄水三獻、御焼香。御位牌と浄水の提子は当年初めてのこと。これまでは、皆木牌なり。宝篋院、鹿苑院、勝鬘院、勝定院、普広院、勝智院、慶雲院、八雲前同前。	蔭涼軒日録

112	文明19.7.15	木牌	上の間、等持院殿、鹿苑院殿、普広院殿の木像・木牌3ヶあり。下の間、宝篋院殿、勝定院殿、慶雲院殿の木像・木牌3ヶあり。	蔭涼軒日録
113	文明19.7.19	御先祖御位牌	大運院より國師祖堂牌、棟梁棟梁白付けす。玉岫和尚牌を本となす。御先祖御位牌8ヶ、年号は牌後に書く。	蔭涼軒日録
114	文明19.7.23	御壽牌前	本尊、嗣堂開山、鹿苑院前、普広院前、御壽牌前で焼香。	蔭涼軒日録
115	文明19.8.21	大雲國師位牌	大雲國師位牌書様について談ず。	蔭涼軒日録
116	文明19.8.23	大雲國師牌	大雲國師牌を明日より握らす。	蔭涼軒日録
117	文明19.8.25	大雲國師位牌	大雲國師位牌の表には、當山第三世勅諭一山國師の11字、牌陰には文保元年丁巳十月二十五日と書く。	蔭涼軒日録
118	文明19.8.29	大雲國師木牌・玉岫和尚木牌	大雲國師木牌を瑞天用藏主方へ贈る。一行に、玉岫和尚木牌を手本とするため借りていたが一緒に返す。	蔭涼軒日録
119	文明19.9.2	御壽牌	御壽牌を立て御誕生疏の銘を書くべし。疏銘は毎月書くべし。	蔭涼軒日録
120	長享2.正.24	御壽牌	客殿中央に火鉢1つ置く。御壽牌を立てず。	蔭涼軒日録
121	長享2.2.15	諸神牌 諸祖牌	等持寺祠堂に立板を置く。何を書くためかと問うと、集証が本尊左辺は土地堂といい、諸神牌を置き、右辺は祖師堂といい諸祖の牌を立てると答える。諸寺院皆是あり。乱後、牌無き故、板上に書立てる。牌を立てるべきこと。※この板については、長享2年2/25・2/29・3/14にも記述あり。	蔭涼軒日録
122	長享2.3.2	土地祖師牌板	東府、土地祖師牌板5枚を台覧に供す。	蔭涼軒日録
123	長享2.3.12	牌板	東府に謁し、諸牌板の昏圖3枚、台覧に供す。御前より寸方の木を出し本となす。その広形模様、相計り、匠工に命ず。まず、版並びに紙を以て、その形を作り、諸祖諸神を書き、台覧に供す。	蔭涼軒日録
124	長享2.3.16	東求堂土地祖師之牌	東求堂土地祖師牌、紙を以てその形を剪り、祖師土地神名を書き、明日、台覧に供す。	蔭涼軒日録
125	長享2.3.23	土地祖師牌板・開山位牌・光明院之御牌	東府に謁し、土地祖師牌を台覧に供す。仏壇に開山位牌あり。これを除き、後醍醐帝御位牌または光明院の位牌を立てるべし。2つの内、どちらにするのか、また御位牌の書様については、二位と相議すべし。土地祖師牌は別り泥を入れる。 諸牌・土地祖師祖師牌後醍醐帝御位牌	蔭涼軒日録
126	長享2.3.24	後醍醐天王御位牌 土地祖師列牌	安楽光院へ折紙を遣わし、後醍醐天王御位牌の書様について尋ねるが、当院では後醍醐天皇御位牌のこと存知せずとの回答あり。 当院棟梁三郎次部を召し、土地祖師列牌のことを命ず。	蔭涼軒日録

127	長享2. 3. 25	後醍醐天皇御位牌	後醍醐天皇御位牌の書式を安楽光寺は知らず。天龍に立てる牌には、後醍醐天皇の5字許り書く。尊儀を副えるべきか尋ねる。吉田二位曰く、尊儀を相副える。もし、院の字を用えば、天皇の字略すべし。院の字を略せば、天皇の字を書くべし。	蔭涼軒日録
128	長享2. 3. 29	後醍醐天皇光明院御位牌 代々位牌	後醍醐天皇・光明院の御位牌を立てるにつき、吉田に尋ねたところ、当家で吊すのは大切であると答える。御位牌は、「後醍醐天皇尊儀」と書き台覧に供す。後醍醐院と書き、天皇の2字を除くべし。代々位牌が7つあるが、院の字はあるが、天皇の字はない。吉田は、「後醍醐院」とのみ書き、天皇の2字を除くよう述べる。後醍醐院太上皇尊儀と太上皇の3字を加えるべきか、三合院位牌にあるか尋ねる。天龍寺にある位牌は、後醍醐天皇の5字を書き、三合院のものと同じである。	蔭涼軒日録
129	長享2. 3. 30	殿裏三牌御位牌	南禅寺より殿裏三牌が蔭涼軒に届く。評定衆より、書くよう命じられ請け取る。吉田より太上皇位牌につき二條殿に尋ねたが、後醍醐院と院の字を用いた御位牌があるか否かは存ぜずとのこと。	蔭涼軒日録
130	長享2. 4. 朔	御位牌書様之事	吉田二位より折紙で、御位牌の書様は後醍醐天皇とするのが普通である。また、太上皇の諡号は、後醍醐天皇が天皇位を退かず崩御したので用いず、天皇の二字を用いるとの回答する。	蔭涼軒日録
131	長享2. 4. 7	南禅寺三牌 後醍醐天皇御位牌	南禅寺三牌を書き、南禅寺侍衣伯首座に持たせる。 後醍醐天皇御位牌3枚書き、台覧に供す。「後醍醐天皇尊儀」には、太上皇を与えるのは位を退いた場合の贈号で、後醍醐天皇は位にあって崩御したので、贈号あるべからず。「後醍醐院尊儀」には、院の字を添えたのであればこの御位牌が良い。後醍醐院と書く先例がある。「後醍醐院太上皇尊儀」には、太上皇の字謂われ無きにより宜しからず。吉田二位の意見を聞き、相公は3枚から「後醍醐天皇尊儀」を選び、書くよう命じた。崇光院尊儀と書かれた位牌を賜い、文字の大小を手本とするよう命じられ、持ち帰る。伊勢右京亮方、上地祖師牌2枚を、愚に渡す。	蔭涼軒日録
132	長享2. 5. 2	土地祖師牌・後醍醐天皇御位牌	土地祖師之牌と後醍醐天皇御位牌草案を書き台覧に供す。土地祖師草案の字小大なり。改めて書き台覧に供す。	蔭涼軒日録
133	長享2. 5. 3	土地祖師牌・後醍醐天皇御位牌	土地祖師牌を書く。後醍醐天皇の御位牌は、彌二郎に別よう命じる。	蔭涼軒日録

134	長享2. 5. 5	土地祖師牌 後醍醐天皇 御位牌	土地祖師牌を書き台覧に供す。明日、剔り、泥を入れ、12・13日頃にできると答える。後醍醐天皇の御位牌は、早く剔り、一度泥を入れるよう命じる。	蔭涼軒日録
135	長享2. 5. 6	土地堂牌	今朝から弥二郎が来て、土地堂の牌を剔る。	蔭涼軒日録
136	長享2. 5. 11	土地祖師之 御位牌	彌二郎、土地祖師御位牌を剔り、持ち来る。愚、一見して字の点画を改めるよう命ず。午後出来上がり、昌子より狩野大炊助宅に贈り、泥のことを命ず。	蔭涼軒日録
137	長享2. 5. 13	土地祖師之 御位牌 後醍醐天皇 御位牌	能椿を、東求堂土地祖師牌を一見のため、妙嚴院に遣わす。東府に謁し、土地祖師牌・後醍醐天皇御位牌を台覧に供し、調阿に命じ東求堂に立てる。相公、この2つの位牌を調阿に命じて、周阿に寸法をとらせ、御持仏堂に立てる夢を見た話す。	蔭涼軒日録
138	長享2. 5. 22	仏殿三牌	仏殿三牌の剔り様、好ましからず。泥を入れ点画を直すよう命ず。	蔭涼軒日録
139	長享2. 7. 15	木牌	本尊釈迦左辺二間、次いで右の二間各々三靈供あり。米水を献じ、御焼香。御木像上間、等持院殿、鹿苑院殿、普広院殿そのほか木牌3ヶあり。下間寶篋院殿、勝定院殿、慶雲院殿木牌3ヶあり。	蔭涼軒日録
140	長享2. 8. 23	位牌	細川讃州道空英嗣兵部小輔逝去。茶毘では瑞光喝食が位牌を持つ。位牌には「新捐館永元寺殿前兵部侍郎天藏珍公大居士」とあり。	蔭涼軒日録
141	長享2. 8. 24	位牌 位牌 永元寺殿牌	大聖寺に、方丈掩光を弔う。御位牌で大悲呪を唱える。牌に前住大聖理溪聖仲禪師とあり。小補に行き、縁上にて位牌2枚を色紙に書く。永元寺殿牌なり。27日は永元寺殿五七忌。	蔭涼軒日録
142	延徳元. 2. 9	御い者ゐ	「きうゐんの御い者ゐ」とあり。	御湯殿上日記
143	延徳元. 3. 13	舊院御位牌	聖壽寺長老良西堂に、舊院（後花園天皇）の御位牌ができたので送る。この位牌は、舊院の葬礼から5旬、7年聖忌までの法要を聖壽寺で行なってきたにも関わらず、御位牌がないことを親長と良西堂が嘆き、住院中に位牌を作りたいと奏聞し、200疋の費用で作った。	親長卿記
144	長享3. 3. 17	入牌	19日彦才和尚一周忌。入牌あり。	蔭涼軒日録
145	長享3. 4. 朔	御位牌	御位牌、導場に立てる。「新捐館常徳院殿一品内相府悦山大居士」と3枚書かせ袖に入れて帰る。悦山の道号を書き、悦山御位牌を贈る。御位牌をを所望するので、御位牌を把り、鷹岡に与る。「常徳院殿一品内相府悦山大居士尊儀」。	蔭涼軒日録
146	長享3. 4. 2	御位牌 御位牌	御位牌は等貴侍者が持つ。 御位牌、桂子より富田土佐守に贈る。	蔭涼軒日録
147	長享3. 4. 8	御位牌	上様が北等持に贈った金屏一双を、茶毘後には常徳院に寄せ、御位牌の後ろに立てるよう伝える。	蔭涼軒日録
148	長享3. 4. 9	御位牌	龕前仏事あり。南無阿弥と唱え進む。御位牌を□□□に持たす。	將軍義尚公 薨逝記
149	長享3. 4. 9	御位牌	足利義尚葬礼で、鎖龕後に位牌を周全首座が持ち茶毘所に向かう。	蔭涼軒日録

150	長享3. 4. 9	御イハイ	足利義尚等持院にて茶毘。御イハイは萬松が持つ。	山科家礼記
151	長享3. 4. 14	御壽牌	東相公、御壽牌を書く。	蔭涼軒日録
152	延徳元. 4. 27	御位牌	御影・御位牌を常徳院へ移す。	蔭涼軒日録
153	延徳元. 5. 7	位牌	4月27日、贈太政大臣の宣命が下り、菅原和長が鹿苑院の位牌の前で読み上げる。「常徳院殿一品贈太政大臣悦山大居士台靈位・御法名道治。(『大乘院日記目録』4月27日の条にもあり。)	大乘院寺社雜事記
154	長享3. 5. 12	御位牌	仲澤備前、分骨に関する高野山安養院への宝篋院以来の御判支証11通を持参。延文4年4月25日、足利義詮が尊氏の位牌を安養院に納めた。	蔭涼軒日録
155	長享3. 5. 20	常徳院殿御位牌書	今御乳人所望により、常徳院殿御位牌2枚を書き遣わす。	蔭涼軒日録
156	長享3. 5. 23	常徳院殿御位牌	加賀祇陀寺より、常徳院殿御甲意伝える状到来。返章と一緒に常徳院殿御位牌を遣わす。	蔭涼軒日録
157	長享3. 6. 2	御壽牌	上様の仰せで、御壽牌を常徳に立てたいが、如何と、諸老・蔭涼に尋ねる。	蔭涼軒日録
158	長享3. 6. 3	常徳院殿御位牌	鹿苑院侍真友派首座、常徳院殿御位牌を持ち来る。愚、命を拒めず位牌を書いて贈る。	蔭涼軒日録
159	長享3. 6. 25	常徳院殿御位牌	龜泉集証、南御所の命により、常徳院御位牌大小2枚を色紙に書く。	蔭涼軒日録
160	長享3. 7. 11	常徳院殿御位牌	鹿苑院より、侍衣が来、常徳院殿御位牌を書くよう命じられ、2枚書き、祝書記より鹿苑院に贈る。	蔭涼軒日録
161	長享3. 7. 13	御壽牌	上様、御逆修の御壽牌立て置くよう仰せ、院号を定めるよう命じる。院号は、松雲院、見性院、月桂院、妙善院、仙桃院より横川が撰んだ。	蔭涼軒日録
162	長享3. 7. 15	常徳院殿木牌	龜泉集証、常徳院殿木牌を掘出雲守方へ返す。	蔭涼軒日録
163	延徳元. 11. 2	御壽牌	御壽牌を常徳院に立て置く。預修儀の後、御位牌を立て置かるべし。	蔭涼軒日録
164	延徳2. 正. 12	御位牌 御位牌	桂子を伝奏に遣わし、東山相公御位牌、一品二字を略すか、一品二字を加えるか相談する。御位牌には、新捐館慈照院殿准三宮一品左相府大禪定門と書く。また、嗣公御官位は、「従五位下守左馬守源朝臣義材」。	蔭涼軒日録
165	延徳2. 正. 17	御位牌 御位牌昏	葬時の御位牌御影は、誰が持つべきか問う。愚答えて、御位牌は香厳院、御影は聯輝院とすると答える。堀河殿より御位牌昏3枚賜い、横川に書くよう命じ贈る。	蔭涼軒日録
166	延徳2. 正. 18	御位牌	慈照院殿御園雑、諸役者決まる。掛真永崇藏主、御位牌清光喝食。	蔭涼軒日録
167	延徳2. 正. 23	御位牌	慈照院殿葬儀。御影は永崇藏主、御位牌は清光喝食が持つ。	蔭涼軒日録
168	延徳2. 2. 17	牌	足利義政六七忌辰にあたり、贈大相国の諡号の勅使が来る。勅使を昭堂に案内し、院主焼香、牌前に供台を立てる。勅使は牌に向かい、中央に立ち宣命を読む。読み終わった宣命は、院主に渡し、牌前に置く。	慈照院殿閣總簿(『大日本史料』)

中世における位牌の広まりについて(永井)

169	延徳2. 2. 18	御位牌 御位牌	御位牌は、慈照院殿准三宮贈大相国一品喜山大禪定門台靈。 常徳院殿御位牌を書き、大蔵卿局に贈る。	蔭涼軒日録
170	延徳2. 3. 22	牌	晩來鹿苑侍真彦龍上司、牌2ヶを持ち来る。1ヶは、大檀越御壽牌、1ヶは慈照院殿御位牌。愚これを書く。	蔭涼軒日録
171	延徳2. 7. 13	常徳院殿御位牌	常徳院殿御位牌、鹿苑院に贈る。	蔭涼軒日録
172	延徳3. 正. 7	御位牌	御位牌草案、愚が書く。新捐館大徳院殿准三宮久山大禪定門。	蔭涼軒日録
173	延徳3. 正. 8	御位牌	御位牌准三宮、この下に御贈号を書くか問われ、伝奏は、3字のみでよいと返答する。	蔭涼軒日録
174	延徳3. 正. 11	御位牌	葬礼の役者のうち、御位牌は御喝食御所周嘉、掛真は等瑤上司・景岱侍者の兩人が然るべきとす。晩、鹿苑院の本業侍者が来て、御位牌は御喝食御所で良いが、掛真は改めるよう伝える。	蔭涼軒日録
175	延徳3. 正. 14	御位牌 喜山相公位牌	戒師は、本尊前・牌前・開山前で焼香し、骸前に卓を置き焼香、唱偈し、髪を剃り、戒を授ける。紀綱寮より、御喝食御所清見が、喜山相公位牌を持つことを報ず。	蔭涼軒日録
176	延徳3. 正. 16	壽牌	相公壽牌と細川右京兆政元公御壽牌に干支を書く。皆、丙戌。	蔭涼軒日録
177	延徳3. 正. 25	御位牌	葬礼で、御位牌を周嘉喝食が持つ。	蔭涼軒日録
178	延徳3. 7. 6	御位牌	慈照院殿御位牌、常徳院殿御位牌、先々の如く書き遣わす。	蔭涼軒日録
179	延徳3. 7. 9	御位牌	鹿苑院より御位牌4枚書くよう命じられ、書き贈る。慈照院殿、大智院殿、常徳院殿、妙音院殿の4枚なり。妙音院殿月僊大禪定尼なり。	蔭涼軒日録
180	延徳3. 7. 12	妙音院殿御位牌	相公曰く、妙音院殿御位牌書き進らすべし。一品と添え季材より進上す。妙音院殿御位牌を改めて書き、助侍者より、鹿苑院に贈る。	蔭涼軒日録
181	延徳3. 7. 14	木牌	等持院仏殿の御影木牌を仏殿造立以来はじめて見る。……御影の前の香爐あり。木牌逐一御焼香。……予、正面より仏殿に入り、卓前に立ち相公に接し、御焼香。次に本尊、開山、土地堂、祖師堂、諸霊等持院殿より妙音院まで、木牌逐一御焼香。	蔭涼軒日録
182	延徳3. 7. 15	木牌	慈照相公御木像の傍らに大智相公の木牌あり。相公、木像をさして曰く、誰ぞ。答えて曰く、慈照相公なり。慶雲院殿左辺に妙音院殿御牌あり。ともに相公は、含胡な様子であった。	蔭涼軒日録
183	延徳3. 8. 22	御位牌	御位牌を賜う。御贈号有り。妙音院殿贈一品なり。丹首座を鹿苑院に遣わし、御位牌を送る。	蔭涼軒日録
184	延徳3. 10. 12	位牌	一山國師、寶覚、太清、叔英、季瓊位牌、所望につき遣わす。14日溪徳院殿年忌。位牌結構なるものを相尋ね、進べきの由仰せらる。	蔭涼軒日録
185	延徳3. 10. 13	慶雲院殿御位牌	兆上司曰く、慶徳院殿御位牌書き給うべし。昌子に命じる。	蔭涼軒日録
186	延徳4. 3. 24	座敷座牌	當軒座敷座牌掃地以下、各々此を命ず。	蔭涼軒日録

187	延徳4. 7. 12	御牌	葉室殿、大智院殿の御墳所を尋ねる。墳所につき、大智院侍真曰く、去年公方様より1,000疋寄付され、祠堂を広め、御影を安置したが、御牌石塔は今もない。	蔭涼軒日録
188	延徳4. 7. 14	諸霊位牌	諸霊位牌を書く。	蔭涼軒日録
189	明応2. 7. 14	御位牌	夕方、代々御影を掛け、御位牌をおす。晩、毎年のように御影に水を向く。	言国卿記
190	明応2. 7. 15	御位牌	暁天に、恒例の如く代々御影、御位牌に御霊戸を参らせ、お箸を立て、水を手向く。	言国卿記
191	明応3. 7. 14	御位牌	山科家代々の御影を掛け、位牌を押し、蓮葉にスエ餅、ウリ、桃などを供える。夕方、水を向く。夜半、御影代々御位牌、御霊戸を供え、焼香し、水を向け、箸を立てる。公卿の御霊戸も供える。	言国卿記
192	明応7. 7. 14	御位牌	代々の御影・御位牌など掛け、夕方に水を向く。	言国卿記
193	明応7. 7. 15	御位牌	暁天に御影・御位牌・御霊戸供え、焼香し水を向ける。	言国卿記
194	天文10. 5. 7	位牌	御遺骸を内に置き、金屏風の外を表にして立て、高机に打敷を敷いて、真中に位牌を安置す。	萬松院穴太平記
195	天文10. 5. 21	御位牌	高机に打敷を敷き位牌を置く。紙に包んだ上に、「新捐館萬松院殿贈一品左相府擘山照公大居士儀」と書く。	萬松院穴太平記
196	天文19. 5. 7	位牌	足利義晴の葬儀準備。高机に打敷を敷き、真中に位牌を立てる。	萬松院穴太平記
197	大永6. 5. 3	御位牌	後柏原院喪礼御礼。武家の例にならない御位牌を持たず。	二水記（古事類苑）

中世における位牌の広まりについて（永井）